

令和7年度

(令和6年度実績)

介護保険概要



下関市

目 次

1	介護保険事業の沿革	1
2	介護保険で利用できるサービスの種類等	
(1)	介護サービスの種類	10
(2)	介護サービス提供事業所数	11
(3)	利用者負担	12
3	人口動態	
(1)	人口の推移	15
(2)	人口構成	15
(3)	地区（支所管内）別人口	16
4	下関市高齢者保健福祉推進会議	17
5	被保険者	
(1)	被保険者の種類	18
(2)	被保険者数（第1号）	18
(3)	被保険者（第1号）の事由別異動状況	18
(4)	所得段階別被保険者数（第1号）	19
6	要介護認定	
(1)	介護保険制度における要介護認定のしくみ	20
(2)	要介護認定等基準	21
(3)	下関市介護認定審査会	22
(4)	要介護認定の実施状況	23
7	保険給付費	
(1)	介護保険サービス利用者の状況	25
(2)	居宅介護（介護予防）サービス費等の状況	26
(3)	地域密着型（介護予防）サービス費の状況	26
(4)	施設サービス費の状況	27
(5)	高額介護（介護予防）サービス費の状況	27
(6)	高額医療合算介護（介護予防）サービス費の状況	27
(7)	特定入所者介護（介護予防）サービス費の状況	28
(8)	保険給付費総額	28
8	地域支援事業	
(1)	地域支援事業の概要	31
(2)	事業実績	31
(3)	地域包括支援センターの状況	32
(4)	下関市地域包括支援センター運営協議会	33
9	保健福祉事業	
(1)	保健福祉事業の概要	34
(2)	事業実績	34

10	保険料	
(1)	保険料の状況	3 5
(2)	保険料収納状況の年度別比較	3 6
(3)	滞納繰越分普通徴収保険料に係る不納欠損一覧表	3 7
(4)	保険料未納状況（所得段階別）	3 8
(5)	差押実績	3 8
(6)	減免及び徴収猶予・特別減免の状況	3 8
11	保険財政	
(1)	年度別決算状況	4 0
(2)	令和6年度予算決算総括表	4 2

資 料

◎介護保険事業状況報告（年報・令和6年度一部抜粋）	4 5
◎下関市介護保険条例	5 9
◎下関市介護給付費準備基金条例	6 9
◎下関市介護保険料減免及び徴収猶予基準	7 0
◎下関市介護保険料特別軽減基準	7 5

1 介護保険事業の沿革

高齢化社会に突入した我が国において、介護を必要としている高齢者が急増する一方で、核家族化や介護する家族の高齢化、共働き家族の増加等によって、家族だけで介護することは困難になってきたことから、誰もが直面する介護を社会で支える仕組みとして「介護保険制度」が創設されました。

平成10年	4月	下関市保健福祉部介護保険準備室設置
	6月	高齢者一般調査を下関市が実施
	7月	下関市高齢者保健福祉推進委員会設置要綱施行 下関市高齢者保健福祉推進調査研究班設置要領施行 要援護高齢者（在宅）調査を下関市が実施 特別養護老人ホーム待機者調査を下関市が実施 要援護高齢者（施設）調査を山口県が実施
	8月	若年・一般高齢者調査を山口県が実施
	9月	第1回下関市高齢者保健福祉推進委員会開催
	10月	11月 下関市高齢者保健福祉推進会議設置要綱施行 第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
平成11年	2月	第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催 第2回下関市高齢者保健福祉推進委員会開催
	3月	第3回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	4月	下関市保健福祉部高齢福祉課介護保険室設置
	5月	第4回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	7月	第5回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	9月	第6回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	10月	下関市介護認定審査会運営要綱施行 下関市介護認定審査会委員任命 介護保険準備要介護認定開始
平成12年	2月	第7回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	3月	いきいきシルバープラン ～下関市高齢者保健福祉、介護保険事業計画～策定
	4月	介護保険制度施行 下関市保健福祉部介護保険課設置 第2号被保険者保険料徴収開始 下関市介護保険条例（平成12年条例第14号）公布施行
		下関市介護保険円滑導入基金条例（平成12年条例第15号）公布施行
		下関市介護給付費準備基金条例（平成12年条例第16号）公布施行
		法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業実施
		障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施
	7月	社会福祉法人による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施
	9月	下関市介護保険居宅介護サービス費等の額の特例等に関する取扱実施
	10月	下関市介護保険料減免及び徴収猶予基準施行 下関市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する事業実施
		下関市介護保険訪問通所サービス区分支給限度基準額の短期入所サービス利用限度日数への振替えに係る特例措置に関する取扱事業実施
		第1号被保険者保険料半額徴収開始
平成12年	10月	平成12年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
平成13年	1月	住宅改修の相談・支援業務に係る助成に関する取扱事業実施 短期入所サービスの振替業務に係る助成に関する取扱事業実施 介護保険施設における食事代標準負担額の改正（760円→780円）
	2月	平成12年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	4月	下関市介護認定審査会委員改選

- 9月 下関市介護保険福祉用具購入費受領委任扱実施
下関市介護保険住宅改修費受領委任扱実施
- 10月 第1号被保険者保険料全額徴収開始（月額基準額 3,200円）
- 11月 平成13年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 平成14年 1月 訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額一本化
下関市介護保険訪問通所サービス区分支給限度基準額の短期入所サービス利用
限度日数への振替えに係る特例措置に関する取扱廃止
短期入所サービスの振替業務に係る助成に関する取扱廃止
- 3月 平成13年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 4月 下関市介護保険料特別軽減基準施行
- 5月 介護サービス利用意向調査実施（下関市介護保険サービス利用者調査・下関市
介護保険サービス提供事業者等調査・下関市居宅介護支援事業者等調査）
介護保険制度に関する市民の意見を募集
- 6月 平成14年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 9月 平成14年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 12月 平成14年度第3回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 平成15年 2月 平成14年度第4回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 3月 第二次いきいきシルバープラン
～下関市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画～策定
下関市介護保険円滑導入基金条例（平成12年条例第15号）廃止
- 4月 下関市介護保険条例の一部改正
第1号被保険者保険料月額基準額の変更（3,200円 → 3,980円）
第1号被保険者保険料所得段階区分を5段階から6段階へ変更
介護報酬の改定
介護報酬の1単位の単価に係る地域区分の一部改正
(介護サービス1単位当たりの単価10円に統一)
(改正前の1単位当たりの介護サービス単価)
訪問介護 10.18円 訪問入浴 10.18円 訪問看護 10.12円
訪問リハ 10.12円 居宅管理 10.00円 通所介護 10.18円
通所リハ 10.12円 短期生活 10.12円 短期療養 10.12円
痴呆介護 10.18円 特定施設 10.18円 用具貸与 10.00円
介護3施設 10.12円
住宅改修支援事業における住宅改修理由書作成費の取扱い変更
改訂要介護認定の実施
(改訂版一次判定ソフトの導入・要介護状態等区分の変更)
- 6月 下関市保健福祉部介護保険課給付係に指導班を設置
- 7月 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業における利用者
負担額の変更（3% → 6%）
- 8月 下関市あんしん介護推進事業施行
- 9月 下関市ふれあい相談員派遣事業施行
- 12月 平成15年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 平成16年 5月 国保連合会介護給付適正化システムの運用開始
- 平成17年 2月 旧下関市、旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町が合併し下関市となる
- 平成17年 4月 合併に伴い第1号被保険者保険料月額基準額を統一（3,880円）
(統一前の第1号被保険者保険料月額基準額)
旧下関市 3,980円 旧菊川町 3,460円 旧豊田町 3,370円
旧豊浦町 3,460円 旧豊北町 3,250円
法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業廃止
下関市介護保険料特別軽減基準の拡大
- 6月 平成17年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 8月 下関市地域包括支援センター運営協議会準備委員会開催
- 10月 下関市が特例市から中核市へ移行
保健福祉部介護保険課から福祉部介護保険課へ
介護保険制度改革
居住費（滞在費）及び食費が給付対象外へ
低所得者に対する補足的給付（=特定入所者介護サービス費）を新設

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の運用改善

11月 第1回下関市地域包括支援センター運営協議会開催

平成18年 3月 第三次いきいきシルバープラン～
～下関市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画～策定
第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
第2回下関市地域包括支援センター運営協議会開催

4月 新予防給付及び地域支援事業の創設
下関市地域包括支援センター設置（本庁・山陽・山陰・豊浦）
要介護認定基準の改正
地域密着型サービスの創設
下関市介護保険条例の一部改正
第1号被保険者保険料所得段階区分を6段階から10段階へ変更
第1号被保険者保険料月額基準額の変更（3,880円→4,200円）

6月 第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

8月 第4回下関市地域包括支援センター運営協議会及び第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

10月 平成18年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
第5回下関市地域包括支援センター運営協議会及び第4回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

平成19年 3月 第6回下関市地域包括支援センター運営協議会及び第5回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

6月 平成19年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成19年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

8月 平成19年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催

9月 平成19年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

12月 平成19年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成19年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

平成20年 3月 平成19年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成19年度第4回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

6月 平成20年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成20年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

9月 平成20年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成20年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

10月 平成20年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催

11月 平成20年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催

12月 平成20年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成20年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

平成21年 2月 平成20年度第3回下関市高齢者保健福祉推進会議開催

3月 下関市介護従事者待遇改善臨時特例基金条例
(平成21年条例第21号)公布施行
第四次いきいきシルバープラン
～下関市高齢者福祉計画、介護保険事業計画～策定
平成20年度第4回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成20年度第4回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

4月 要介護認定基準の改正
下関市介護保険条例の一部改正
第1号被保険者保険料所得段階区分10段階中の4段階に特例第4段階を新設
第1号被保険者保険料月額基準額据置
(4,200円(下関市介護従事者待遇改善臨時特例基金充当後))

6月 平成21年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成21年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

8月 平成21年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催

9月 平成21年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成21年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

10月 要介護認定基準の見直し(4月改正内容の見直し)

12月 平成21年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成21年度
第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

平成22年 3月 平成21年度第4回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成21年度
第4回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

6月 平成22年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成22年度
第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

9月 平成22年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成22年度
第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

平成23年 3月 平成22年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成22年度
第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

6月 平成23年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成23年度
第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

9月 平成23年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成23年度
第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

10月 豊北地域包括支援センター設置

11月 平成23年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催

平成24年 1月 平成23年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催

2月 平成23年度第3回下関市高齢者保健福祉推進会議開催

3月 第五次いきいきシルバープラン～
～下関市高齢者福祉計画、介護保険事業計画～策定
平成23年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成23年度
第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

下関市介護従事者待遇改善臨時特例基金条例（平成21年条例第21号）廃止

4月 下関市介護保険条例の一部改正
第1号被保険者保険料所得段階区分10段階中の3段階に特例第3段階を新設
第1号被保険者保険料所得段階区分10段階中の4段階の特例第4段階を継続
第1号被保険者保険料月額基準額の変更（4,200円→5,300円）
介護保険法の改正により、指定居宅サービス事業者等の指定、指導・監査等に
に関する事務が山口県から下関市へ権限移譲
介護老人保健施設の許可申請（新規・変更）に対する審査手数料の徴収を開始
要介護認定基準の改正（要支援・要介護認定に係る有効期間の見直し）

6月 平成24年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成24年度
第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

9月 平成24年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成24年度
第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

10月 離島居住者が介護サービスを利用する際に負担する渡船運賃の助成対象を通所
系サービスに加え訪問系サービスにも拡大

12月 平成24年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

平成25年 3月 平成24年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成24年度
第4回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

4月 事業者係設置（給付係指導班を改組）
地域主権改革の一環として改正された介護保険法に基づき所要の条例を施行
・下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例（平成24年条例第70号）
・下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介
護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
準等を定める条例（平成24年条例第71号）
・下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例（平成24年条例第72号）
・下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び
に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号）
・下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例（平成24年条例第74号）

- ・下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 75 号）
 - ・下関市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 76 号）
- 9月 平成 25 年度第 1 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 25 年度第 1 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 11月 平成 25 年度第 1 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 平成 26 年 2 月 平成 25 年度第 2 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 25 年度第 2 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 3月 平成 25 年度第 3 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 25 年度第 3 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 4月 消費税率引き上げに伴い介護報酬が一部改定
介護報酬の一部改定への対応として、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額が改定
すべてのサービスの指定等の申請に対する審査手数料の徴収を開始
- 6月 平成 26 年度第 1 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 26 年度第 1 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 8月 平成 26 年度第 1 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 9月 平成 26 年度第 2 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 26 年度第 2 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 11月 平成 26 年度第 3 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
平成 26 年度第 2 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 12月 平成 26 年度第 3 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 26 年度第 4 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成 27 年 1 月 平成 26 年度第 3 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 2 月 平成 26 年度第 4 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 3 月 第六次いきいきシルバープラン～
～下関市高齢者福祉計画、介護保険事業計画～策定
平成 26 年度第 4 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 26 年度第 5 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 4 月 福祉部組織再編により、いきいき支援課の課名を長寿支援課に名称変更し、介護保険課が所管する地域包括支援センター業務を長寿支援課へ集約
下関市地域包括支援センターを市内 12箇所に増設
- ・下関市本府東部地域包括支援センター
 - ・下関市本府西部地域包括支援センター
 - ・下関市本府北部地域包括支援センター
 - ・下関市彦島地域包括支援センター
 - ・下関市長府地域包括支援センター
 - ・下関市東部地域包括支援センター
 - ・下関市川中地域包括支援センター
 - ・下関市安岡・吉見地域包括支援センター
 - ・下関市勝山・内日地域包括支援センター
 - ・下関市菊川・豊田地域包括支援センター
 - ・下関市豊浦地域包括支援センター
 - ・下関市豊北地域包括支援センター
- 下関市介護保険条例の一部改正
- 第 1 号被保険者保険料所得段階区分を 10 段階から 12 段階に変更
公費負担による所得区分第 1 段階の第 1 号被保険者保険料の軽減
(保険料率 0.5%→0.45%)
- 第 1 号被保険者保険料月額基準額据置 (5,300 円)
- 下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 78 号）の施行
- 下関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26

- 年条例第 79 号) の施行
下関市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 80 号)の施行
- 6月 平成 27 年度第 1 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 27 年度第 1 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 8月 一定以上の所得のある利用者の自己負担割合の引き上げ(1割→2割)
高額介護サービス費の利用者負担段階区分に「現役並み所得者」の区分を新設
施設サービスに係る低所得者の居住費・食費の負担軽減の要件追加(①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合、②住民税非課税世帯でも預貯金等が一定額を超える場合)
- 9月 平成 27 年度第 2 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 27 年度第 2 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 12月 平成 27 年度第 3 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 27 年度第 3 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成 28 年 1 月 下関市介護保険条例の一部改正
マイナンバー制度の導入による介護保険料の徴収猶予及び減免に係る各申請書に記載する事項にマイナンバーを追加
- 3月 平成 27 年度下関市高齢者保健福祉推進会議開催
平成 27 年度第 4 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 27 年度第 4 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
第 1 号被保険者保険料の彦島・長府支所以外の 10 支所窓口収納終了
- 4月 旧来の小規模デイサービスの中でも定員が 18 人以下の事業所が、地域密着型通所介護に移行
- 6月 平成 28 年度第 1 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 28 年度第 1 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 8月 補足給付(特定入所者介護サービス費)について、年金収入及び合計所得金額の判定に、遺族年金及び障害年金などの非課税年金の額を含めて判定
- 9月 平成 28 年度第 2 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 28 年度第 2 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成 29 年 2 月 平成 28 年度第 3 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 28 年度第 3 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施
- 3月 下関市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正
平成 28 年度下関市高齢者保健福祉推進会議開催
平成 28 年度第 4 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 28 年度第 4 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 4月 介護予防・日常生活支援総合事業開始
- 6月 平成 29 年度第 1 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 29 年度第 1 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 7月 新介護保険システムの稼動(①納入通知書や催告書等の帳票類の様式変更、②滞納管理メニューの活用による滞納折衝記録の電子化)
- 8月 平成 29 年度第 1 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
高額介護サービス費の上限額変更(一般課税世帯について、平成 29 年 8 月から 3 年間に限り年間上限額 446,400 円(37,200 円 × 12 ヶ月)を適用)
- 9月 平成 29 年度第 2 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 29 年度第 2 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 10月 平成 29 年度第 2 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 11月 平成 29 年度第 3 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 平成 30 年 2 月 平成 29 年度第 4 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 3月 第七次いきいきシルバープラン～
～下関市高齢者福祉計画、介護保険事業計画～策定
平成 29 年度第 3 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 29 年度第 3 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

- 4月 認定係を認定事務係と認定調査係に分割改組（介護保険課）
 下関市介護保険条例の一部改正
 第1号被保険者保険料月額基準額の変更（5,300円→5,500円）
 共生型サービスの創設
 介護医療院の創設（下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第34号）の施行）
- 6月 平成30年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成30年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
 8月 一定以上の所得のある利用者の自己負担割合の引き上げ（2割→3割）
 9月 平成30年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成30年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
 12月 平成30年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成30年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成31年 3月 平成30年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
 平成30年度第4回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成30年度第4回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
 4月 10月の消費税率引き上げに伴い、低所得者（第1段階～第3段階）の保険料軽減を強化（第1段階 0.45→0.375、第2段階 0.65→0.525、第3段階 0.75→0.725）
- 令和元年 6月 令和元年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和元年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
 10月 消費税率引き上げに伴い介護報酬が一部改定
 介護報酬の一部改定への対応として、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額・介護予防サービス費等区分支給限度基準額・介護保険施設等における食費及び居住費の基準費用額を改定
 12月 令和元年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和元年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
 「在宅介護実態調査」を実施
- 令和2年 1月 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施
 2月 「事業所対象調査」を実施
 3月 令和元年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催※
 令和元年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和元年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
 ※3月開催の会議は新型コロナウイルス感染症対策のため書面による意見照会
 4月 令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、低所得者（第1段階～第3段階）の保険料軽減を強化（第1段階 0.375→0.3、第2段階 0.575→0.4、第3段階 0.725→0.7）
 6月 令和2年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和2年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の介護保険料の減免要領施行（令和2年度）
 7月 令和2年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
 9月 令和2年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
 11月 令和2年度第3回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
 令和2年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和2年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 令和3年 1月 令和2年度第4回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
 3月 第八次いきいきシルバープラン
 ～下関市高齢者福祉計画・介護保険事業計画～策定
 令和2年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和2年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
 第1号被保険者保険料の彦島・長府支所窓口収納終了
 4月 下関市介護保険条例の一部改正
 第1号被保険者保険料月額基準額据置（5,500円）

第1号被保険者保険料の所得段階区分第7・8・9段階の基準所得金額の見直し（第7段階と第8段階を区分する基準所得金額200万円→210万円、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額300万円→320万円）
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、すべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せ（令和3年4月～9月）
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の介護保険料の減免要領施行（令和3年度）
第1号被保険者保険料のコンビニエンスストア収納開始

6月 令和3年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和3年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施

8月 補足給付（特定入所者介護サービス費）について、食費の基準費用額（日額）の改正、負担限度額第3段階の細分化、食費の負担限度額（日額）の改正及び受給要件の預貯金等の細分化
現役並み所得者の高額介護サービス費の上限額の細分化

12月 令和3年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和3年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施

令和4年 3月 令和3年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和3年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施
令和3年度下関市高齢者保健福祉推進会議※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による意見照会
4月 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の介護保険料の減免要領施行（令和4年度）
第1号被保険者保険料のスマートフォン決済アプリを利用した収納の開始

6月 令和4年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和4年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施

12月 令和4年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和4年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施
「在宅介護実態調査」を実施

令和5年 1月 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施
2月 「事業所対象調査」を実施
3月 令和4年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和4年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施
令和4年度下関市高齢者保健福祉推進会議
7月 令和5年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和5年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施
令和5年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
10月 令和5年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
11月 令和5年度第3回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
令和5年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和5年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※オンライン及び集合形式で実施

令和6年 1月 令和5年度第4回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
3月 第九次下関市いきいきシルバープラン
～高齢者福祉計画・介護保険事業計画～策定
令和5年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和5年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※オンライン及び集合形式で実施
介護保険会計介護サービス事業勘定を廃止

4月 下関市介護保険条例の一部改正

第1号被保険者保険料所得段階区分を12段階から16段階へ変更

第9段階～第16段階の基準所得金額の見直し（第9段階と第10段階を区分する基準所得金額400万円→420万円、第10段階と第11段階を区分する基準所得金額700万円→520万円、第11段階と第12段階を区分する基準所得金額1,000万円→620万円、第12段階と第13段階を区分する基準所得金額720万円、第13段階と第14段階を区分する基準所得金額820万円、第14段階と第15段階を区分する基準所得金額920万円、第15段階と第16段階を区分する基準所得金額1,020万円）

低所得者（第1段階～第3段階）の保険料率引下げ（第1段階0.3→0.285、第2段階0.4→0.385、第3段階0.7→0.685）

第10段階～第16段階の保険料率の見直し（第10段階1.75→1.8、第11段階2.0→1.9、第12段階2.25→2.0、第13段階2.1、第14段階2.2、第15段階2.3、第16段階2.4）

第1号被保険者保険料月額基準額据置（5,500円）

介護療養型医療施設の廃止

7月 令和6年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和6年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※

※オンライン及び集合形式で実施

8月 介護保険施設等における居住費の基準費用額及び負担限度額（日額）改定

12月 令和6年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和6年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※

※オンライン及び集合形式で実施

令和7年 3月 令和6年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和6年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※

※オンライン及び集合形式で実施

令和6年度下関市高齢者保健福祉推進会議開催

4月 保険料における所得基準の改正

7月 令和7年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和7年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※

※オンライン及び集合形式で実施

8月 高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等の基準の改正

2 介護保険で利用できるサービスの種類等

(1) 介護サービスの種類

介護保険で利用できるサービスは、次の表のとおりです。

居宅サービス	
介護サービス（要介護1～5の方）	予防サービス（要支援1・2の方）
○自宅での日常生活の手助け 訪問介護（ホームヘルプ）	○自宅を訪問してもらい利用するサービス 介護予防訪問入浴介護、 介護予防訪問リハビリテーション
○自宅を訪問してもらい利用するサービス 訪問入浴介護、 訪問リハビリテーション	○医師の指導のもとでの助言、管理サービス 介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導
○医師の指導のもとでの助言、管理サービス 訪問看護、居宅療養管理指導	○施設に通って利用するサービス 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
○施設に通って利用するサービス 通所介護（デイサービス）、 通所リハビリテーション（デイケア）	○短期間入所して利用するサービス 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）、 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
○短期間入所して利用するサービス 短期入所生活介護（ショートステイ）、 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	○生活する環境を整えるサービス 介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、 介護予防住宅改修費支給
○生活する環境を整えるサービス 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、 住宅改修費支給	○介護付き有料老人ホーム等 介護予防特定施設入居者生活介護
○介護付き有料老人ホーム等 特定施設入居者生活介護	○介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成 介護予防支援
○居宅サービス計画（ケアプラン）の作成 居宅介護支援	

地域密着型サービス	施設サービス
○夜間の訪問介護 夜間対応型訪問介護（※1）	○生活全般の介護が必要な場合 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（※3）
○小規模な通所介護サービス（定員18人以下） 地域密着型通所介護（※1）	○リハビリに重点を置いたケアが必要な場合 介護老人保健施設
○多機能なサービス 小規模多機能型居宅介護	○長期療養のための医療と介護が必要な場合 介護医療院（※4）
○認知症高齢者を対象としたサービス 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（※2）	
○小規模な施設サービス（定員29人以下） 地域密着型特定施設入居者生活介護（※1） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（※1、※3）	
○24時間対応のサービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※1）	
○複合型のサービス 看護小規模多機能型居宅介護（※1）	

注) 地域密着型サービスのうち、※1のサービスは要支援1・2の方、※2のサービスは要支援1の方は利用できません。

また、施設サービスについては、要支援の方は利用できません。※3のサービスの新規入所は原則として要介護3～5の方が対象です。※4のサービスは令和6年3月31日で廃止された介護療養型医療施設などからの転換施設です。

(2) 介護サービス提供事業所数

- ・居宅（介護予防）サービス事業所 409箇所
訪問介護68、訪問入浴介護2、訪問看護41、訪問リハビリテーション1、通所介護66、
通所リハビリテーション25、短期入所生活介護30、短期入所療養介護（介護老人保健施設）8、
短期入所療養介護（介護医療院）4、福祉用具貸与26、特定福祉用具販売28、
特定施設入居者生活介護4、居宅介護支援93、介護予防支援13
- ・地域密着型（介護予防）サービス事業所 173箇所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護7、地域密着型通所介護84、認知症対応型通所介護13、
認知症対応型共同生活介護37、小規模多機能型居宅介護11、地域密着型介護老人福祉施設19、
看護小規模多機能型居宅介護2
- ・介護保険施設 34箇所
介護老人福祉施設17、介護老人保健施設9、介護医療院8

各年 4月 1日 現在	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
居宅（介護予防）サービス事業者	426	427	424	417	414	409
訪問介護	78	76	75	72	72	68
訪問入浴介護	4	4	4	3	2	2
訪問看護	29	28	29	29	32	41
訪問リハビリテーション※1	1	1	2	2	2	1
居宅療養管理指導※1	0	0	0	0	0	0
通所介護	67	68	67	68	67	66
通所リハビリテーション※2	29	28	28	28	24	25
短期入所生活介護	30	30	29	29	30	30
短期入所療養介護（老健）※2	11	11	11	11	9	8
短期入所療養介護（医療）※2	3	2	1	1	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）※2	1	2	2	2	4	4
福祉用具貸与	25	26	26	26	28	26
特定福祉用具販売	27	29	29	27	29	28
特定施設入居者生活介護	5	5	5	5	4	4
居宅介護支援	104	105	104	102	98	93
介護予防支援	12	12	12	12	13	13
地域密着型（介護予防）サービス事業者	171	174	178	174	173	173
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	6	6	6	7	7
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	89	90	89	85	83	84
認知症対応型通所介護	7	9	14	14	14	13
認知症対応型共同生活介護	36	37	37	37	37	37
定員	414	423	423	441	450	450
小規模多機能型居宅介護	13	12	12	12	11	11
地域密着型介護老人福祉施設	19	19	19	19	19	19
定員	524	524	524	524	524	524
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	2	2
介護保険施設	38	38	37	37	35	34
介護老人福祉施設	17	17	17	17	17	17
定員	1,057	1,057	1,057	1,057	1,067	1,076
介護老人保健施設	12	12	12	12	10	9
定員	837	837	837	837	696	654
介護療養型医療施設	3	2	1	1	—	—
定員	68	64	32	32	—	—
介護医療院	6	7	7	7	8	8
定員	325	329	329	329	373	373
施設定員（合計）	2,287	2,287	2,255	2,255	2,136	2,103

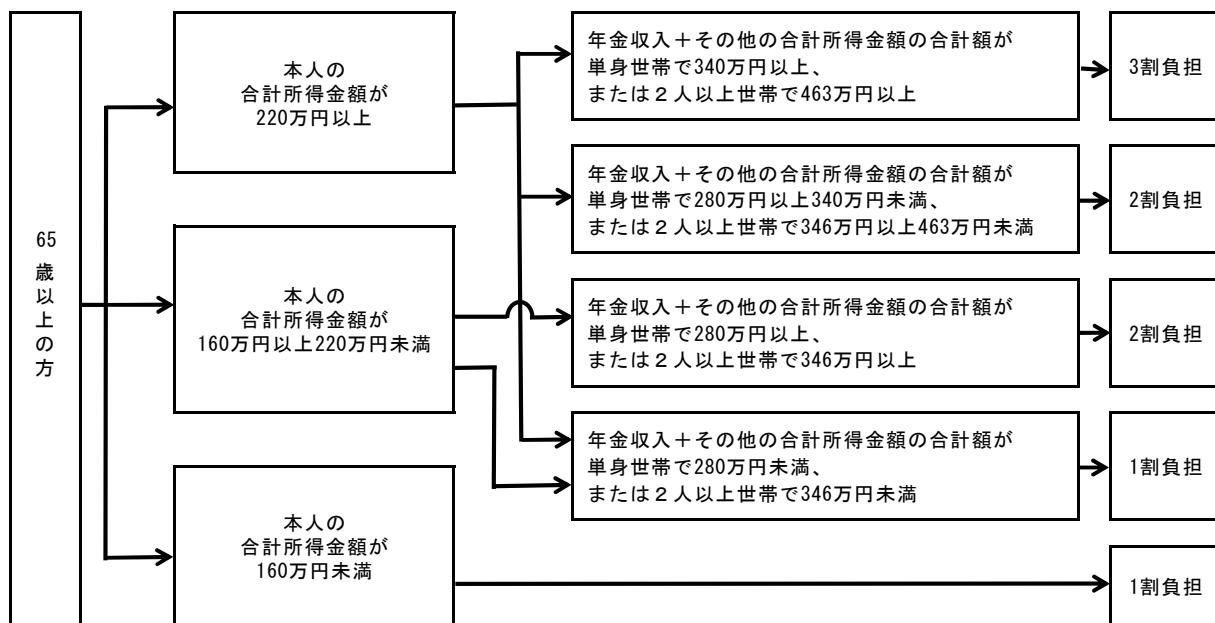
注) 休止中の事業所を除く。※1のサービス事業者は、みなし指定を除く。※2のサービス事業者は、みなし指定を含む。
介護療養型医療施設は、令和6年3月31日で廃止

(3) 利用者負担

①利用者負担割合

介護サービスを利用した場合、原則として費用の1割を利用者が負担しますが、一定額以上の所得がある方は、2割負担もしくは3割負担になります。

【利用者負担の割合】



※ 第2号被保険者（40歳～64歳の方）・市民税非課税者・生活保護受給者は、上記にかかわらず1割負担。

②居宅介護（介護予防）サービス等区分支給限度基準額

1月あたりの上限額（支給限度基準額）が定められている居宅介護サービスを利用した場合、負担する費用が上限額を超えた場合には、超えた費用は全額自己負担となります。

<1か月の上限額及び上限額の対象サービス>

	要介護度区分						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問介護 ※1							
訪問入浴介護							
訪問看護							
居宅療養管理指導							
訪問リハビリテーション							
通所介護 ※1							
通所リハビリテーション							
短期入所生活介護	50,320 円/月	105,310 円/月	167,650 円/月	197,050 円/月	270,480 円/月	309,380 円/月	362,170 円/月
短期入所療養介護							
特定施設入居者生活介護 ※2							
福祉用具貸与							
定期巡回・随時対応サービス ※3							
夜間対応型訪問介護 ※3							
認知症対応型通所介護							
小規模多機能型居宅介護							
認知症対応型共同生活介護 ※2※3							
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※2※3							
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※3							
看護小規模多機能型居宅介護 ※3							
地域密着型通所介護 ※3							
福祉用具購入費（1年度につき）	10万円						
住宅改修費（原則1回限り）	20万円						

※1 要支援1・2の方は総合事業で利用できます。

※2 短期入所に限る。

※3 要支援1・2の方は利用できません。

※4 要支援1の方は利用できません。

③食費・居住費（滞在費）の負担限度額

介護保険施設に入所した場合（ショートステイを含む。）の食費及び居住費（滞在費）は自己負担となります。低所得の方の施設利用が困難にならないよう、所得に応じた負担限度額が設定されており、申請により認定された利用者はこの限度額までを自己負担します。

負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階（※1）		預貯金等の基準	居住費（滞在費）				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室（※2）	多床室（※2）	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者 本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	550円（380円）	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、年金以外の合計所得金額＋年金収入額が80万（80万9千）円以下の者	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円（480円）	430円	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が市民税非課税で、年金以外の合計所得金額＋年金収入額が80万（80万9千）円超120万円以下の者	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円（880円）	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が市民税非課税で、年金以外の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の者	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円（880円）	430円	1,360円	1,300円
国が定める基準費用額			2,066円	1,728円	1,728円（1,231円）	437円 【697円】 (915円)	1,445円	

（※1）令和7年8月1日から、利用者負担段階の基準額が〈〉内の金額に改正されました。

（※2）介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は（）内の金額になります。

- ・令和7年8月1日から一部の老人保健施設及び介護医療院において、室料を徴収する場合は【】内の金額になりました。
- ・世帯が同じかを問わず、配偶者が市民税課税の場合は、認定ができません。

④高額介護サービス費支給にかかる所得段階と上限額

同一世帯で同一月に利用した利用者負担額の合計（世帯合計）額について、上限額を超えた場合は申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

<上限額>

利用者負担段階区分	上限額（月額）
○現役並み所得者	
課税所得690万円以上 （年収約1,160万円以上）	（世帯）140,100円
課税所得380万円以上690万円未満 （年収約770万円以上1,160万円未満）	（世帯）93,000円
課税所得145万円以上380万円未満 （年収約383万円以上約770万円未満）	（世帯）44,400円
○世帯内に市民税課税者がいる方 （現役並み所得者以外）	（世帯）44,400円
○市民税非課税世帯	（世帯）24,600円
老齢福祉年金受給者 年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万（80万9千）円以下の者	（世帯）24,600円 （個人）15,000円
○生活保護受給者	（個人）15,000円

・令和7年8月1日から負担段階区分の基準額が〈〉内の金額に改正されました。

⑤高額医療合算介護サービス費支給にかかる所得段階と上限額

介護保険と医療保険の両方の利用者負担額を年間で合算し、高額になった場合は、限度額を超えた分が申請により「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。毎年8月から翌年7月までの1年間が計算対象となります。

＜算定基準額（上限額）年額＞

70歳未満の方がいる世帯

所得区分	自己負担限度額
所得金額が901万円超	212万円
所得金額が600万円超901万円以下	141万円
所得金額が210万円超600万円以下	67万円
所得金額が210万円以下 (市民税非課税世帯を除く。)	60万円
市民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方がいる世帯

所得区分	自己負担限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上690万円未満	141万円
課税所得145万円以上380万円未満	67万円
課税所得145万円未満の世帯	56万円
低所得者Ⅱ (世帯全員が市民税非課税)	31万円
低所得者Ⅰ (所得が一定基準以下)	19万円

3 人口動態

(1) 人口の推移（各年度末現在）

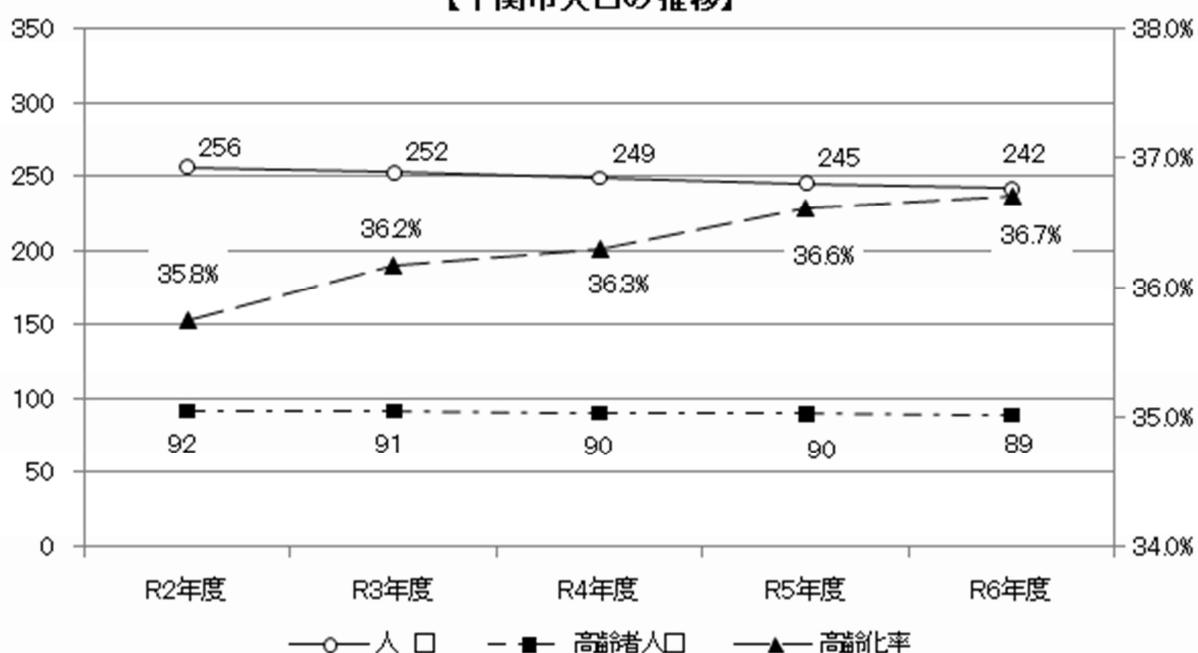
(単位：人)

年度	総人口	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	高齢者人口			高齢化率	
				(65~74歳)	(75~84歳)	(85歳以上)		
R2年度	256,400	28,336	136,387	91,677	43,465	30,448	17,764	35.8%
R3年度	252,413	27,632	133,465	91,316	42,187	30,959	18,170	36.2%
R4年度	249,012	26,814	131,810	90,388	40,048	32,080	18,260	36.3%
R5年度	245,275	25,799	129,688	89,788	38,069	33,648	18,071	36.6%
R6年度	241,776	24,904	128,111	88,761	35,711	35,165	17,885	36.7%

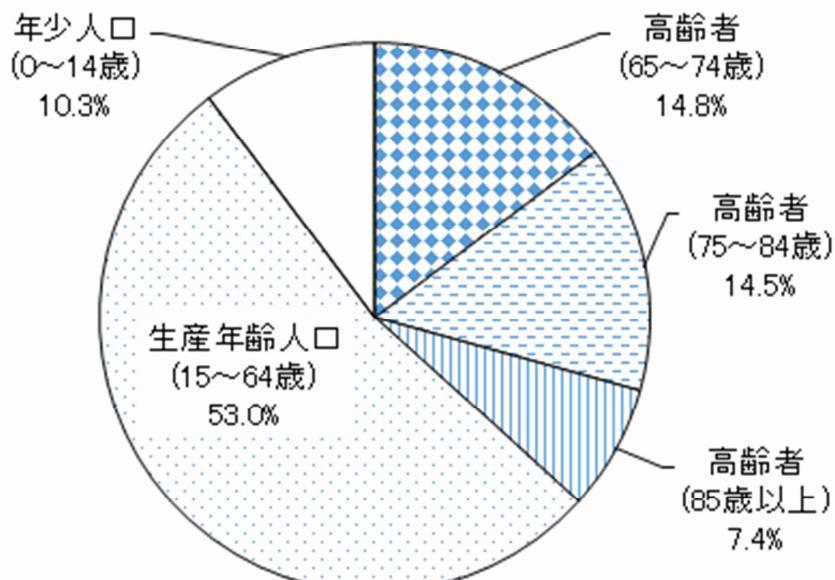
(資料) 下関市年齢別登録人口

(千人)

【下関市人口の推移】



(2) 人口構成（令和6年度末現在）



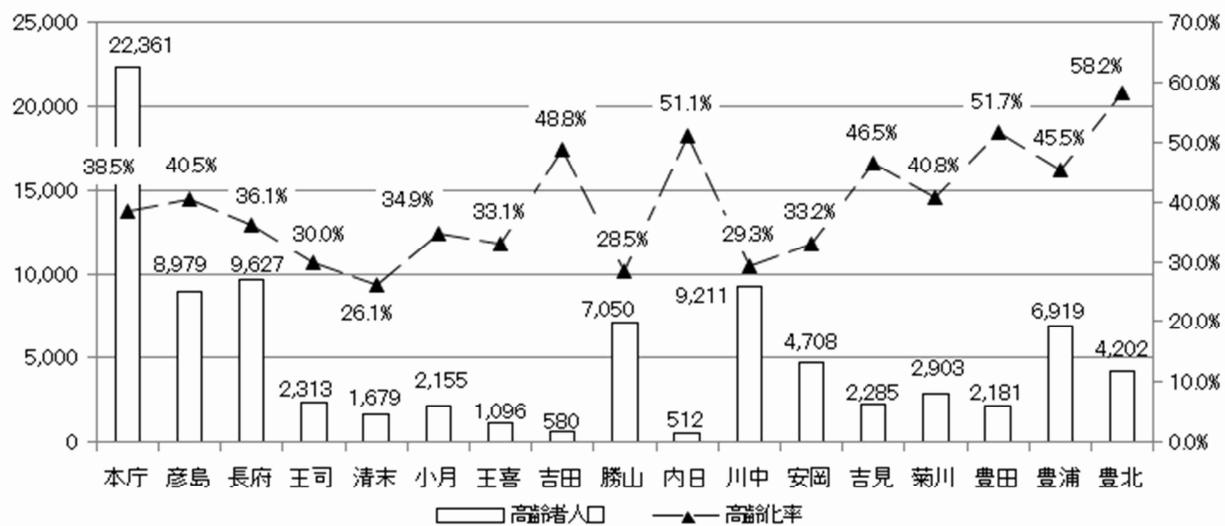
(3) 地区(支所管内)別人口(令和6年度末現在)

(単位：人)

地区名	人口	高齢者人口			高齢化率	
		65～74歳	75～84歳	85歳以上		
本庁	58,085	22,361	8,682	8,766	4,913	38.5%
彦島	22,161	8,979	3,322	3,803	1,854	40.5%
長府	26,669	9,627	3,833	3,836	1,958	36.1%
王司	7,705	2,313	905	945	463	30.0%
清末	6,432	1,679	717	633	329	26.1%
小月	6,179	2,155	874	814	467	34.9%
王喜	3,307	1,096	482	429	185	33.1%
吉田	1,189	580	227	240	113	48.8%
勝山	24,740	7,050	3,241	2,671	1,138	28.5%
内日	1,001	512	214	174	124	51.1%
川中	31,441	9,211	4,016	3,641	1,554	29.3%
安岡	14,199	4,708	1,926	1,900	882	33.2%
吉見	4,913	2,285	844	927	514	46.5%
菊川	7,113	2,903	1,290	1,079	534	40.8%
豊田	4,220	2,181	864	816	501	51.7%
豊浦	15,203	6,919	2,718	2,796	1,405	45.5%
豊北	7,219	4,202	1,556	1,695	951	58.2%
合計	241,776	88,761	35,711	35,165	17,885	36.7%

(人)

【地区別の高齢者数及び高齢化率】



4 下関市高齢者保健福祉推進会議

下関市高齢者保健福祉推進会議は、介護保険事業及び高齢者福祉に係る施策の総合的かつ計画的な推進に資するために必要な事項について、広く意見交換等を行います。

(協議事項)

1. 介護保険事業計画
2. 高齢者福祉計画

(推進会議構成)

1. 学識経験者
2. サービス利用関係又は保健医療福祉関係の団体等の関係者
3. 下関市民であって、委員の公募に応じた者
4. その他市長が特に必要と認める者

5 被保険者

(1) 被保険者の種類

- ・第1号被保険者 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者
- ・第2号被保険者 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

(2) 被保険者数(第1号)

(単位：人)

年度	被保険者計(A)	65歳～74歳		75歳～84歳		85歳以上		市全体人口(B)	被保険者比率(A/B)
			構成比		構成比		構成比		
R2年度	91,538	43,271	47.3%	30,435	33.2%	17,832	19.5%	256,400	35.7%
R3年度	91,213	42,011	46.1%	30,956	33.9%	18,246	20.0%	252,413	36.1%
R4年度	90,274	39,866	44.2%	32,073	35.5%	18,335	20.3%	249,012	36.3%
R5年度	89,693	37,890	42.2%	33,630	37.5%	18,173	20.3%	245,275	36.6%
R6年度	88,708	35,544	40.1%	35,159	39.6%	18,005	20.3%	241,776	36.7%

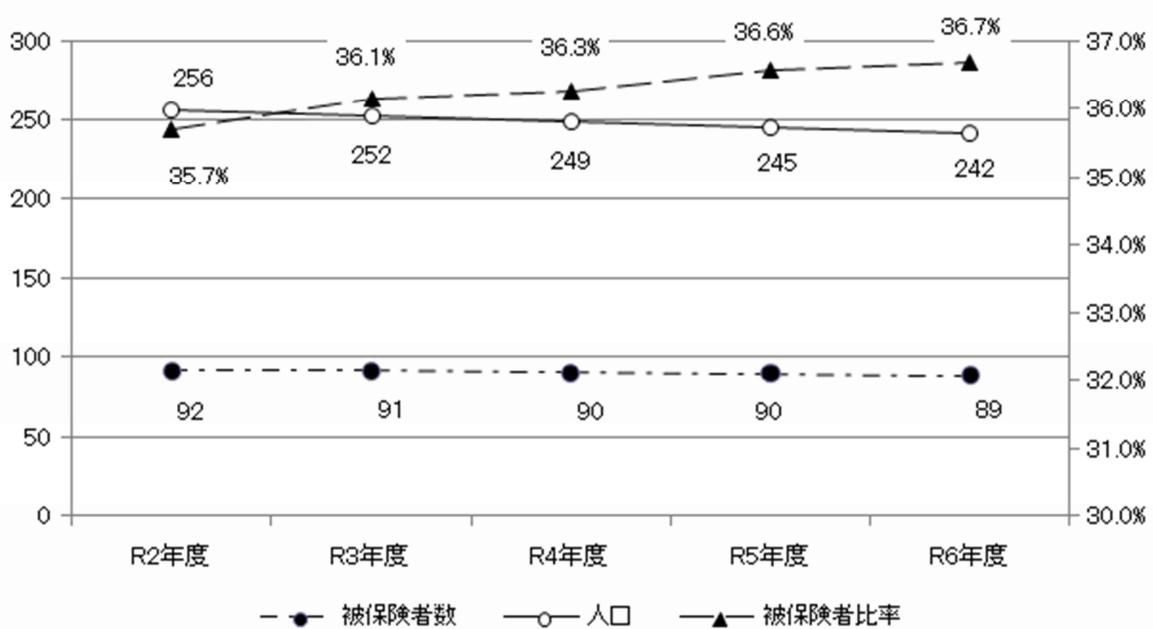
注) 各年度末現在

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」

下関市「登録人口」

(千人)

【人口及び被保険者数の推移】



(3) 被保険者(第1号)の事由別異動状況

(単位：人)

年度	資格取得						資格喪失					
	計	転入	職権復活	65歳到達	適用外非該当	その他	計	転出	職権喪失	死亡	適用外該当	その他
R2年度	3,834	266	2	3,500	6	60	3,750	354	2	3,319	3	72
R3年度	3,757	279	0	3,393	10	75	4,082	347	1	3,645	8	81
R4年度	3,541	305	0	3,139	7	90	4,480	397	5	3,979	6	93
R5年度	3,735	353	0	3,300	7	75	4,316	405	1	3,825	3	82
R6年度	3,456	320	2	3,057	8	69	4,441	386	1	3,975	1	78

注) 各年度間累計

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」

(4) 所得段階別被保険者数（第1号）（令和6年度末現在）

(単位：人)

所得段階	区分	年度末現在 被保険者数	構成割合
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	15,866	17.9%
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の方	10,090	11.4%
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が120万円を超える方	9,002	10.2%
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	7,852	8.9%
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超える方	10,312	11.6%
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	12,113	13.7%
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	12,795	14.4%
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	5,698	6.4%
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	2,082	2.3%
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	957	1.1%
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	446	0.5%
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	282	0.3%
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	206	0.2%
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	160	0.2%
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方	113	0.1%
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方	734	0.8%
合計		88,708	100.0%

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」

6 要介護認定

(1) 介護保険制度における要介護認定のしくみ

① 要介護認定とは

- ・介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。
- ・この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定を行うのが要介護認定であり、保険者（下関市）に設置される介護認定審査会で判定されます。
- ・要介護認定の基準については、全国一律に客観的に定められています。

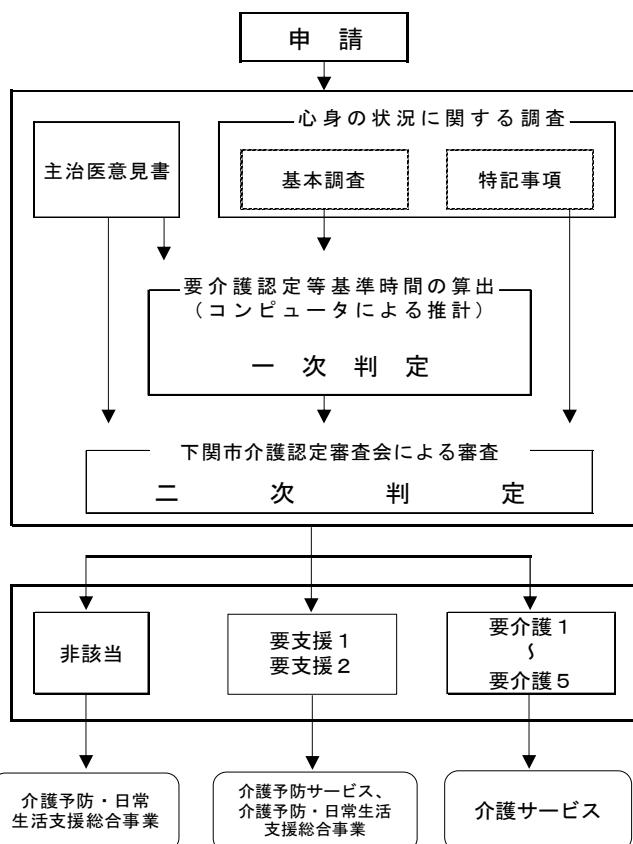
② 要介護認定の対象となる方

- ・65歳以上（第1号被保険者）で日常生活に介護や支援が必要となった場合
- ・40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）で老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となった場合

③ 認定調査と審査

- ・調査員が家庭などを訪問して、心身の状況などについて本人の動作確認や家族等からの聞き取りを行います。また、市から主治医に依頼して意見書を作成してもらいます。
- ・介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者より構成され、原則として、高齢者的心身の状況調査及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定の結果（一次判定）と主治医の意見書等に基づき、審査判定（二次判定）を行います。

【要介護認定の流れ】



(2) 要介護認定等基準

要介護認定は、「介護の手間」の多寡により要介護度を判定するものです。要介護認定等基準時間は、その人の「能力」、「介助の方法」、「(障害や現象の)有無」から統計データに基づき推計された介護に要する時間(介護の手間)を「分」という単位で表示したものです。この時間に基づいて一次判定の要介護度が決定されます。

要介護認定等基準時間は、日常生活における8つの生活場面ごとの行為(「食事」、「排泄」、「移動」、「清潔保持」、「間接生活介助」、「BPSD関連行為」、「機能訓練関連行為」、「医療関連行為」)の区分毎の時間と「認知症加算」の時間の合計となっています。各区分の時間は、樹形モデルに基づいて算出されます。

【行為区分毎の時間が表す行為】

直接生活介助 ^{※1}	入浴、排泄、食事等の介護
間接生活介助	洗濯、掃除等の家事援助等
BPSD ^{※2} 関連行為	徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
機能訓練関連行為	歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
医療関連行為	輸液の管理、じょくそうの処置等の診療の補助等

※1：直接生活介助については、食事、排泄、移動、清潔保持にわけて推計されます。

※2：BPSDとは、認知症に伴う行動・心理症状を意味します。

【要介護認定等基準】

区分	要介護認定等基準
要支援1	要介護認定等基準時間が 25分以上32分未満 である状態 又はこれに相当すると認められる状態
要支援2	要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が 32分以上50分未満 である状態 又はこれに相当すると認められる状態
要介護1	要介護認定等基準時間が 32分以上50分未満 である状態 又はこれに相当すると認められる状態 (要支援2に該当する状態を除く。)
要介護2	要介護認定等基準時間が 50分以上70分未満 である状態 又はこれに相当すると認められる状態
要介護3	要介護認定等基準時間が 70分以上90分未満 である状態 又はこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が 90分以上110分未満 である状態 又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が 110分以上 である状態 又はこれに相当すると認められる状態

(3) 下関市介護認定審査会

介護認定審査会は、介護保険法第14条の規定に基づき市の附属機関として設置され、要介護・要支援認定を受けようとする被保険者について、原則として、「一次判定結果」、「特記事項」及び「主治医意見書」に基づき、介護認定審査会運営要綱に規定される要支援認定基準又は要介護認定基準に照らし、介護保険法第27条から第35条まで及び第37条の規定によりその権限に属するとされている要介護及び要支援の審査・判定等に関する事務を公正かつ客観的に行います。

下関市介護認定審査会は、保健・医療・福祉に関する160人の学識経験者による32合議体で構成されています。

【下関市介護認定審査会（合議体別）委員内訳】

(令和7年7月1日現在／単位：人)

合議体名	医療分野			保健分野				福祉分野			計
	医師	歯科医師	薬剤師	保健師 助産師 看護師	理学療法士	作業療法士	その他 保健関係	介護福祉士	社会福祉士	その他 福祉関係	
本庁第1	1	0	1	0	0	1	0	1	1	0	5
本庁第2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	1	5
本庁第3	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	5
本庁第4	1	0	0	1	1	0	0	2	0	0	5
本庁第5	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	5
本庁第6	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	5
本庁第7	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	5
本庁第8	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	5
彦島第1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	5
彦島第2	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	5
彦島第3	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	5
彦島第4	1	1	0	2	0	0	0	1	0	0	5
長府第1	1	1	0	0	0	1	0	2	0	0	5
長府第2	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	5
長府第3	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	5
長府第4	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	5
勝山第1	1	1	0	2	0	0	0	1	0	0	5
勝山第2	1	0	0	2	0	0	0	1	0	1	5
勝山第3	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	5
勝山第4	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	5
川中第1	1	0	1	2	0	0	0	1	0	0	5
川中第2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	2	5
川中第3	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1	5
川中第4	1	1	0	0	1	0	0	2	0	0	5
安岡第1	1	0	1	0	0	0	0	2	1	0	5
安岡第2	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	5
安岡第3	1	0	0	1	0	0	0	2	1	0	5
安岡第4	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	5
菊川	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	5
豊田	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	5
豊浦	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	5
豊北	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	5
計	32	11	13	29	11	11	2	28	8	15	160

(4) 要介護認定の実施状況

①申請受付数

(単位：人)

年度	合計	新規		更新		変更	
		新規	更新	新規	更新	変更	
R2年度	11,368	3,931		4,679		2,758	
R3年度	15,073	4,014		8,396		2,663	
R4年度	16,406	4,348		9,133		2,925	
R5年度	13,998	4,617		6,308		3,073	
R6年度	13,877	4,712		5,791		3,374	

※R2年度の更新人数は、申請手続を省略し新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとした569人を含みます。

②年度別認定状況

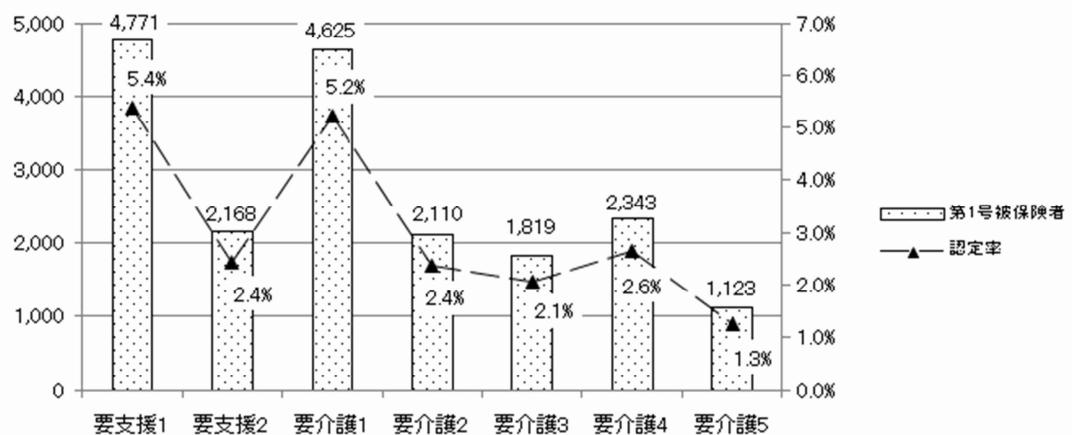
(単位：人)

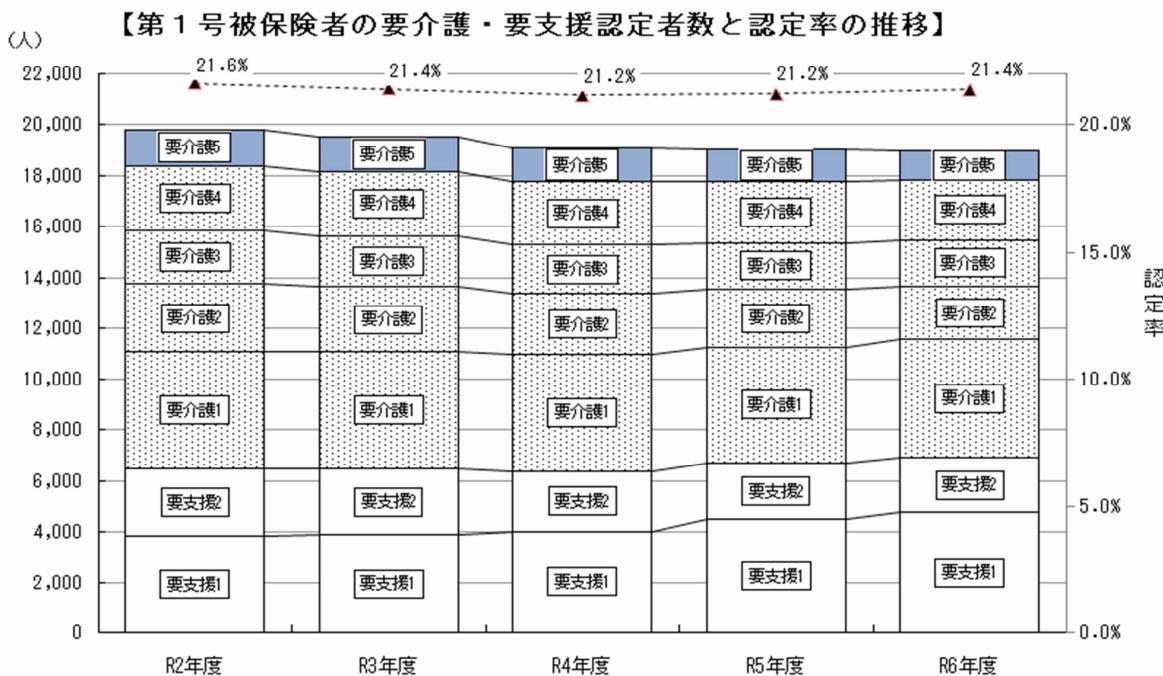
年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R2年度	第1号被保険者	3,830	2,634	4,618	2,699	2,082	2,543	1,393	19,799
	65歳以上74歳	442	312	478	295	199	195	137	2,058
	75歳以上84歳	1,610	933	1,564	755	545	641	348	6,396
	85歳以上	1,778	1,389	2,576	1,649	1,338	1,707	908	11,345
	第2号被保険者	29	45	75	45	37	45	26	302
	合計	3,859	2,679	4,693	2,744	2,119	2,588	1,419	20,101
R3年度	第1号被保険者	3,911	2,564	4,611	2,561	2,002	2,531	1,351	19,531
	65歳以上74歳	435	303	445	251	202	208	122	1,966
	75歳以上84歳	1,582	863	1,589	706	493	620	316	6,169
	85歳以上	1,894	1,398	2,577	1,604	1,307	1,703	913	11,396
	第2号被保険者	28	47	65	40	35	45	24	284
	合計	3,939	2,611	4,676	2,601	2,037	2,576	1,375	19,815
R4年度	第1号被保険者	4,045	2,353	4,569	2,424	1,918	2,445	1,349	19,103
	65歳以上74歳	444	267	416	221	189	206	131	1,874
	75歳以上84歳	1,614	792	1,544	660	489	614	311	6,024
	85歳以上	1,987	1,294	2,609	1,543	1,240	1,625	907	11,205
	第2号被保険者	35	41	66	34	34	46	33	289
	合計	4,080	2,394	4,635	2,458	1,952	2,491	1,382	19,392
R5年度	第1号被保険者	4,495	2,208	4,570	2,301	1,816	2,408	1,231	19,029
	65歳以上74歳	434	221	395	203	159	205	123	1,740
	75歳以上84歳	1,840	769	1,519	615	495	591	327	6,156
	85歳以上	2,221	1,218	2,656	1,483	1,162	1,612	781	11,133
	第2号被保険者	55	42	59	38	30	49	34	307
	合計	4,550	2,250	4,629	2,339	1,846	2,457	1,265	19,336
R6年度	第1号被保険者	4,771	2,168	4,625	2,110	1,819	2,343	1,123	18,959
	65歳以上74歳	413	201	355	160	163	192	104	1,588
	75歳以上84歳	1,969	785	1,586	632	511	602	287	6,372
	85歳以上	2,389	1,182	2,684	1,318	1,145	1,549	732	10,999
	第2号被保険者	43	42	62	37	35	43	30	292
	合計	4,814	2,210	4,687	2,147	1,854	2,386	1,153	19,251

注) 各年度末現在 ※R6年度はR7年3月分月報値(暫定値)のため、数値が変更になる場合があります。

(資料) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(A)【第1号被保険者の要介護度別認定者数と認定率(令和6年度)】





※上記の「認定率」は、「第1号被保険者数」に対する「第1号被保険者の要介護・要支援認定者数」の割合を算出したものです。

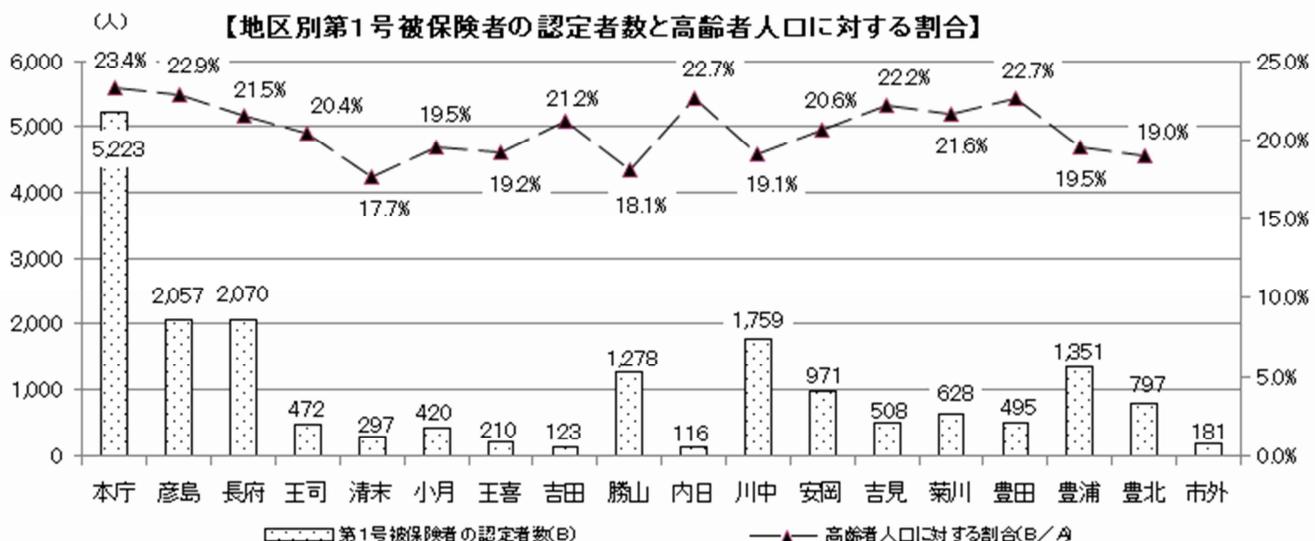
③地区別第1号被保険者認定状況（令和6年度末現在）

(単位：人)

地区名	本庁	彦島	長府	王司	清末	小月	王喜	吉田	勝山	内日
高齢者人口(A)	22,361	8,979	9,627	2,313	1,679	2,155	1,096	580	7,050	512
第1号被保険者の認定者数(B)	5,223	2,057	2,070	472	297	420	210	123	1,278	116
高齢者人口に対する割合(B/A)	23.4%	22.9%	21.5%	20.4%	17.7%	19.5%	19.2%	21.2%	18.1%	22.7%
地区名	川中	安岡	吉見	菊川	豊田	豊浦	豊北	市外	合計	
高齢者人口(A)	9,211	4,708	2,285	2,903	2,181	6,919	4,202	—	88,761	
第1号被保険者の認定者数(B)	1,759	971	508	628	495	1,351	797	181	18,956	
高齢者人口に対する割合(B/A)	19.1%	20.6%	22.2%	21.6%	22.7%	19.5%	19.0%	—	21.4%	

※令和7年3月末のデータを下関市が抽出したものであり、厚生労働省「介護保険事業状況報告」の数値とは異なります。

※『③地区別第1号被保険者認定状況（令和6年度末現在）』における「高齢者人口に対する割合」は、「地区別の高齢者人口」に対する「第1号被保険者の要介護・要支援認定者数」の割合を算出したものです。



7 保険給付費

(1) 介護保険サービス利用者の状況

①介護サービス利用者の推移

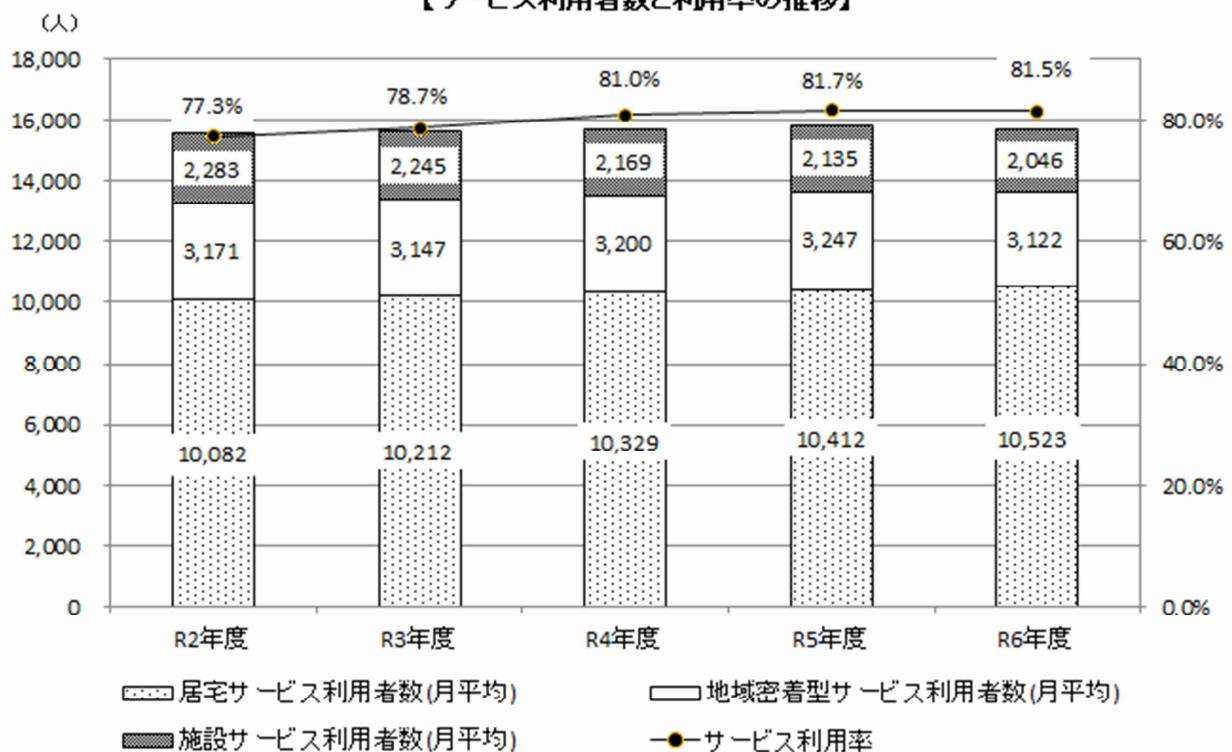
(単位：人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
要介護・要支援認定者数(年度末現在)	20,101	19,815	19,392	19,336	19,251
居宅サービス利用者数(月平均)	10,082	10,212	10,329	10,412	10,523
地域密着型サービス利用者数(月平均)	3,171	3,147	3,200	3,247	3,122
施設サービス利用者数(月平均)	2,283	2,245	2,169	2,135	2,046
サービス利用率	77.3%	78.7%	81.0%	81.7%	81.5%

※居宅サービス利用者と地域密着型サービス利用者の人数は一部重複しています。

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」(各年度末現在及び年報)

【サービス利用者数と利用率の推移】



②介護サービスの支給限度額に対する利用率

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R2年度	26.0%	20.4%	39.0%	47.3%	45.9%	44.6%	38.2%	41.6%
R3年度	25.9%	20.5%	39.8%	46.8%	46.9%	43.5%	38.7%	41.7%
R4年度	25.5%	19.9%	38.8%	46.0%	44.9%	43.8%	39.0%	40.9%
R5年度	25.7%	20.5%	40.5%	46.3%	46.0%	44.2%	41.6%	41.9%
R6年度	25.4%	20.6%	42.9%	47.0%	47.4%	44.6%	40.7%	42.8%

(2) 居宅介護（介護予防）サービス費等の状況

①居宅サービス等受給者数（介護予防含む）

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R2年度	12,238	14,837	40,857	24,527	14,175	10,235	4,116	120,985
月平均	1,020	1,236	3,405	2,044	1,181	853	343	10,082
R3年度	13,575	14,946	40,989	24,491	14,082	10,210	4,250	122,543
月平均	1,131	1,246	3,416	2,041	1,174	851	354	10,212
R4年度	14,812	14,821	41,578	23,514	13,887	10,904	4,435	123,951
月平均	1,234	1,235	3,465	1,960	1,157	909	370	10,329
R5年度	16,555	14,877	42,289	23,038	13,033	10,736	4,413	124,941
月平均	1,380	1,240	3,524	1,920	1,086	895	368	10,412
R6年度	19,295	14,736	43,907	21,567	12,678	10,308	3,778	126,269
月平均	1,608	1,228	3,659	1,797	1,057	859	315	10,523

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」

②居宅介護サービス費等の額（介護予防含む）

(単位：件、円)

年度	件数	費用額	給付額	1件あたり 費用額	1件あたり 給付額
R2年度	336,490	11,781,089,862	10,625,731,760	35,012	31,578
R3年度	345,105	11,894,684,536	10,735,404,550	34,467	31,108
R4年度	352,966	11,869,140,616	10,717,482,240	33,627	30,364
R5年度	357,229	11,976,027,900	10,814,828,113	33,525	30,274
R6年度	370,407	12,161,697,603	10,980,338,186	32,833	29,644

(3) 地域密着型（介護予防）サービス費の状況

①地域密着型サービス受給者数（介護予防含む）

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R2年度	178	174	12,486	8,838	6,614	6,036	3,724	38,050
月平均	15	15	1,041	737	551	503	310	3,171
R3年度	179	180	12,757	8,543	6,616	6,128	3,360	37,763
月平均	15	15	1,063	712	551	511	280	3,147
R4年度	204	234	13,324	8,259	6,580	6,429	3,370	38,400
月平均	17	20	1,110	688	548	536	281	3,200
R5年度	200	173	13,736	8,852	6,180	6,672	3,150	38,963
月平均	17	14	1,145	738	515	556	263	3,247
R6年度	232	147	13,516	8,330	5,476	6,814	2,944	37,459
月平均	19	12	1,126	694	456	568	245	3,122

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」

②地域密着型サービス費の額（介護予防含む）

(単位：件、円)

年度	件数	費用額	給付額	1件あたり 費用額	1件あたり 給付額
R2年度	41,855	6,877,898,365	6,134,202,880	164,327	146,558
R3年度	41,364	6,956,252,237	6,202,331,374	168,172	149,945
R4年度	41,749	6,984,142,321	6,230,944,316	167,289	149,248
R5年度	42,739	7,147,222,928	6,383,073,511	167,230	149,350
R6年度	41,337	7,160,077,015	6,396,545,990	173,212	154,741

(4) 施設サービス費の状況

①施設サービス受給者数

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R2年度	0	0	2,123	2,116	5,281	10,967	6,905	27,392
月平均	0	0	177	176	440	914	575	2,283
R3年度	0	0	2,059	2,070	5,196	10,954	6,666	26,945
月平均	0	0	172	173	433	913	556	2,245
R4年度	0	0	1,944	1,873	4,811	10,847	6,550	26,025
月平均	0	0	162	156	401	904	546	2,169
R5年度	0	0	1,835	1,627	4,801	10,842	6,510	25,615
月平均	0	0	153	136	400	904	543	2,135
R6年度	0	0	1,785	1,424	4,707	10,536	6,095	24,547
月平均	0	0	149	119	392	878	508	2,046

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」

②施設サービス費の額

(単位：件、円)

年度	件数	費用額	給付額	1件あたり 費用額	1件あたり 給付額
R2年度	27,710	8,590,448,900	7,683,416,649	310,013	277,280
R3年度	27,167	8,423,485,591	7,532,262,020	310,063	277,258
R4年度	26,451	8,227,620,325	7,361,234,554	311,051	278,297
R5年度	26,037	8,197,348,378	7,333,018,550	314,835	281,638
R6年度	24,955	8,096,116,939	7,242,743,334	324,429	290,232

(5) 高額介護（介護予防）サービス費の状況

(単位：件、円)

年度	件数	給付額			1件あたり 給付額
		現物	償還	合計	
R2年度	56,736	53,208,905	633,896,152	687,105,057	12,111
R3年度	57,075	54,042,846	623,777,127	677,819,973	11,876
R4年度	53,719	53,201,683	580,827,450	634,029,133	11,803
R5年度	53,213	52,764,007	580,215,451	632,979,458	11,895
R6年度	53,953	52,681,904	600,739,097	653,421,001	12,111

(6) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の状況

(単位：件、円)

年度	件数	給付額	1件あたり 給付額
R2年度	3,178	84,700,079	26,652
R3年度	3,313	91,627,687	27,657
R4年度	3,225	85,519,944	26,518
R5年度	3,236	84,515,597	26,117
R6年度	3,295	86,955,955	26,390

(7) 特定入所者介護（介護予防）サービス費の状況
(単位：件、円)

年度	区分	件数	給付額	1件あたり 給付額
R2年度	食費	24,925	546,533,905	21,927
	居住費	24,190	311,176,560	12,864
	計	49,115	857,710,465	17,463
R3年度	食費	22,297	385,010,452	17,267
	居住費	22,070	276,771,733	12,541
	計	44,367	661,782,185	14,916
R4年度	食費	20,302	267,581,090	13,180
	居住費	20,249	256,277,724	12,656
	計	40,551	523,858,814	12,919
R5年度	食費	19,988	260,761,411	13,046
	居住費	20,020	253,138,353	12,644
	計	40,008	513,899,764	12,845
R6年度	食費	19,195	240,644,423	12,537
	居住費	19,281	244,798,641	12,696
	計	38,476	485,443,064	12,617

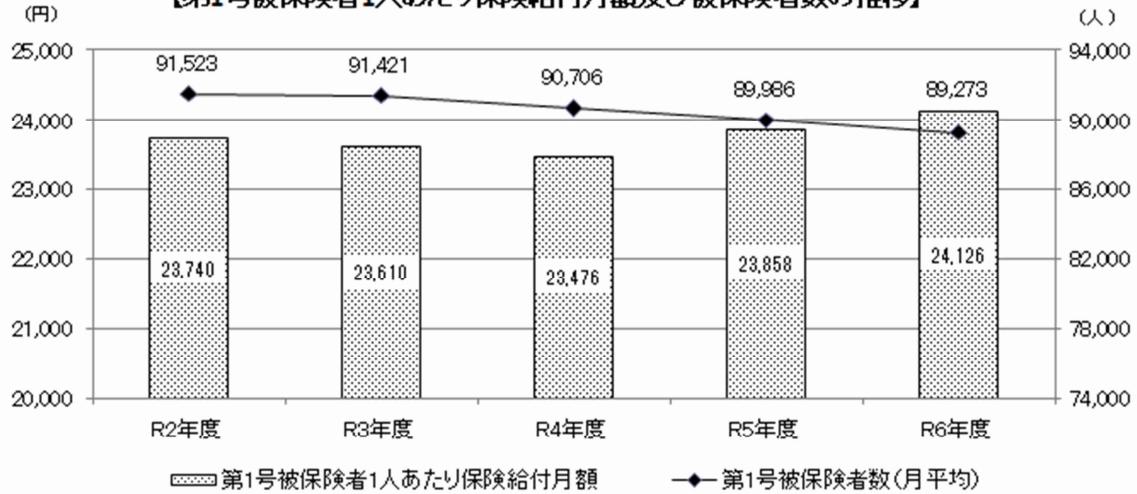
(8) 保険給付費総額

(単位：円)

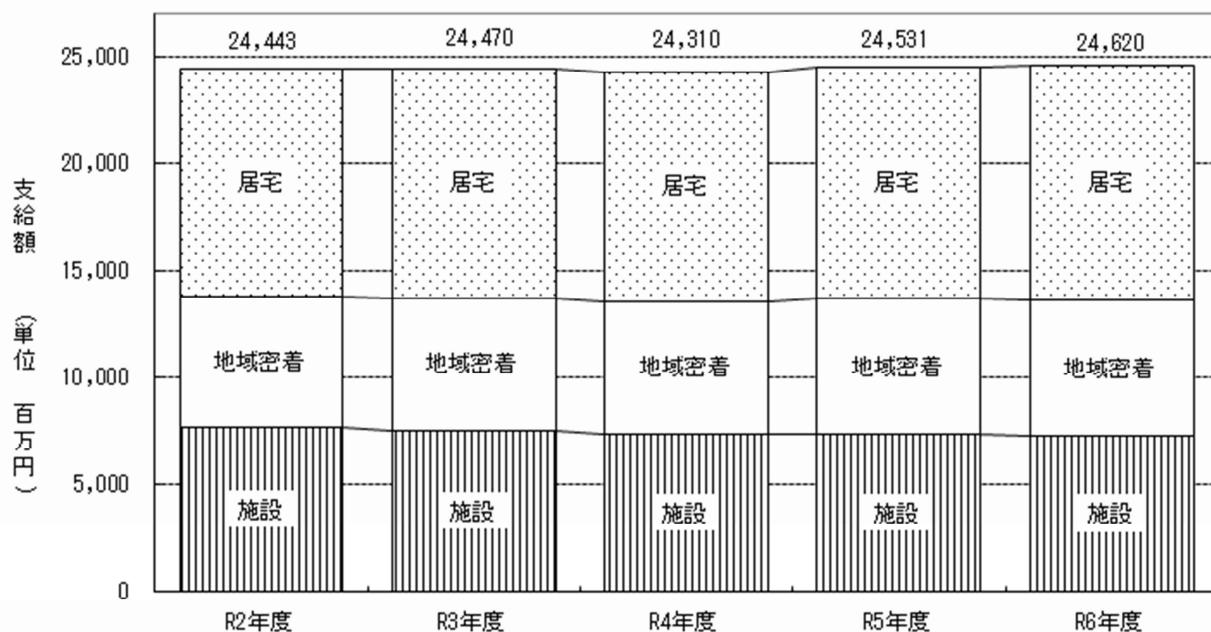
年度	介護 サービス 等諸費	介護予防 サービス 等諸費	高額介護 サービス 等費	高額医療 合算介護 サービス 等費	特定入所 者介護 サービス 等費	合計	前年度 比較増△減	前年度 対比
R2年度	23,791,700,557	651,650,732	687,105,057	84,700,079	857,710,465	26,072,866,890	—	—
R3年度	23,786,039,308	683,958,636	677,819,973	91,627,687	661,782,185	25,901,227,789	△ 171,639,101	99.3%
R4年度	23,614,840,915	694,820,195	634,029,133	85,519,944	523,858,814	25,553,069,001	△ 348,158,788	98.7%
R5年度	23,785,057,263	745,862,911	632,979,458	84,515,597	513,899,764	25,762,314,993	209,245,992	100.8%
R6年度	23,818,490,489	801,137,021	653,421,001	86,955,955	485,443,064	25,845,447,530	83,132,537	100.3%

※審査支払手数料を除く。各サービス費の内訳は「11 保険財政」の数値を掲載。

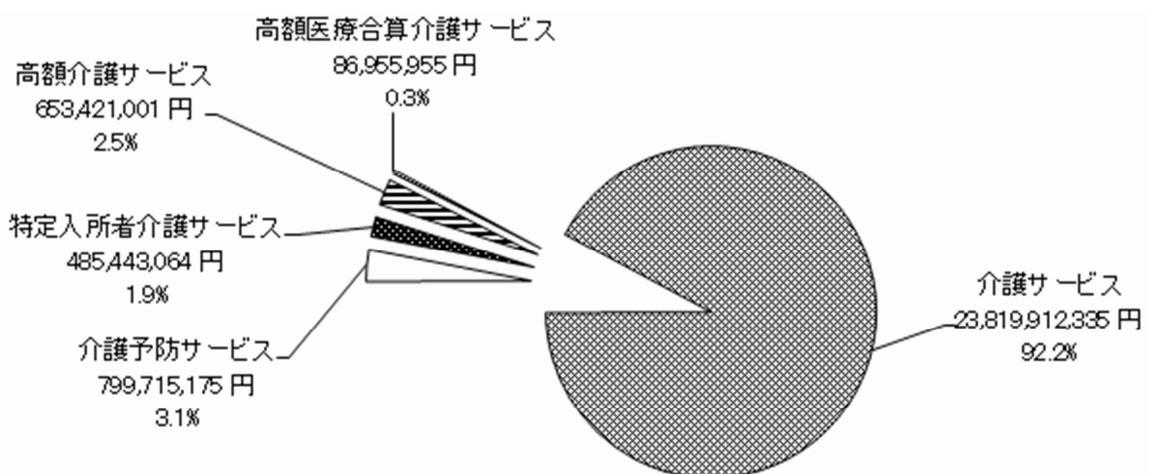
【第1号被保険者1人あたり保険給付月額及び被保険者数の推移】



○「介護サービス等諸費+介護予防サービス等諸費」の区別別推移



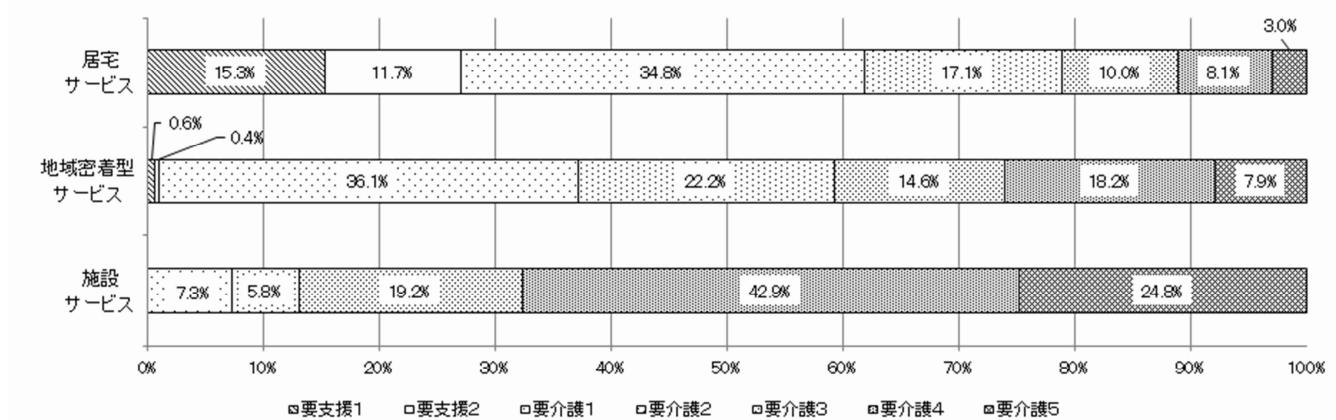
○保険給付費のサービス別構成（令和6年度）



※月途中で介護度の変更が生じた場合、月末の介護度でサービス費が整理されるため、
介護サービス及び介護予防サービスの数値は「11 保険財政」の数値と若干異なります。

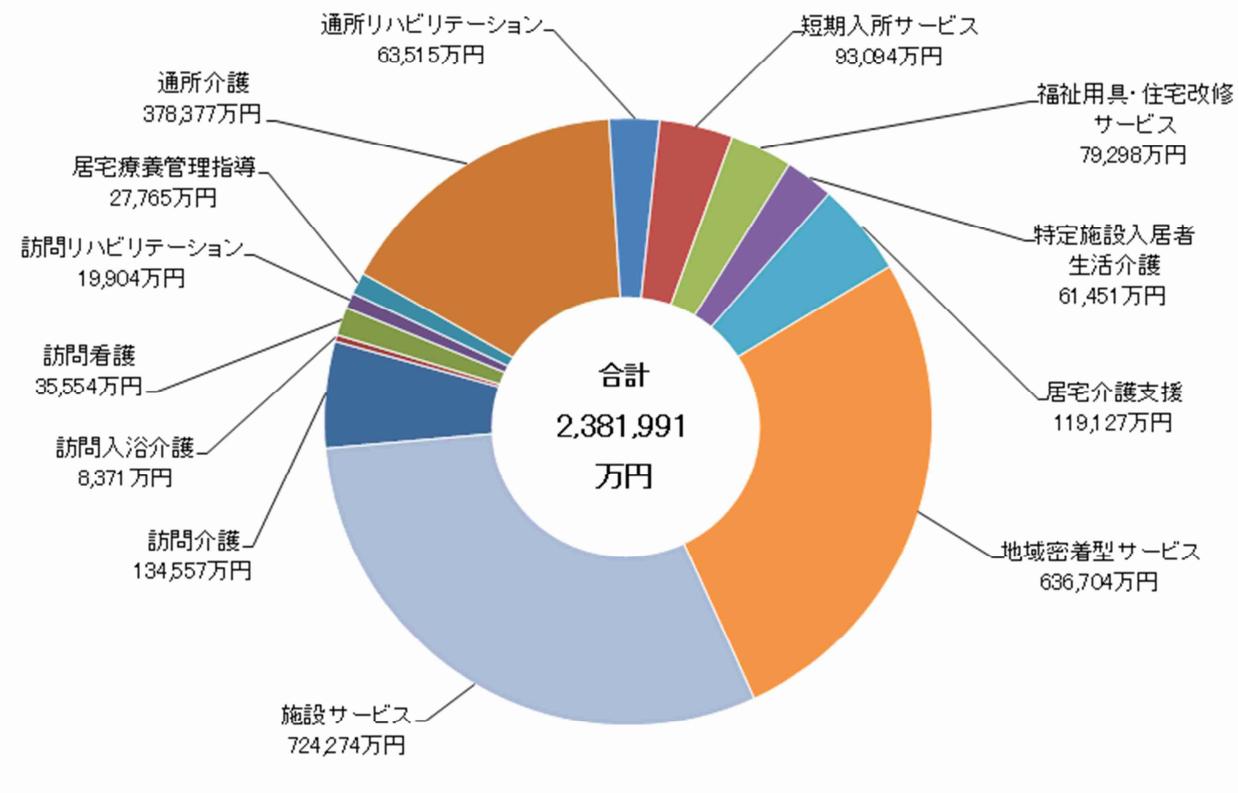
(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」

○「介護サービス等諸費+介護予防サービス等諸費」の要介護度別利用内訳（令和6年度）

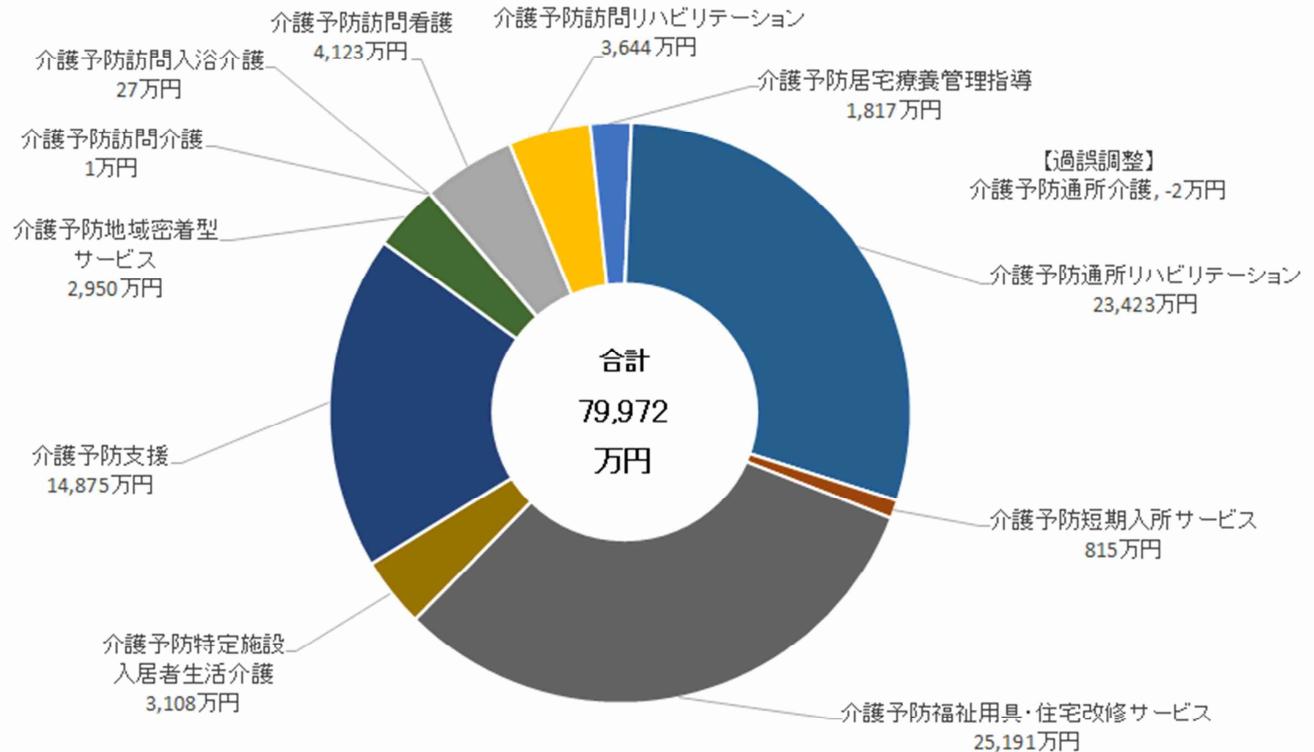


○「介護サービス等諸費＋介護予防サービス等諸費」のサービス別給付額（令和6年度）

【介護給付】



【介護予防給付】



※月途中で介護度の変更が生じた場合、月末の介護度でサービス費が整理されるため、介護給付及び介護予防給付の数値は「11 保険財政」の数値と若干異なります。

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」

8 地域支援事業

(1) 地域支援事業の概要

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等を実施しました。

(2) 事業実績（令和6年度）

(単位：円)

事業名	事業費	摘要
1. 介護予防・日常生活支援総合事業	1,121,562,941	
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	1,053,505,764	
ア 介護予防・生活支援サービス事業	923,544,982	訪問型サービス延利用件数 92,755件 通所型サービス延利用件数 162,974件
イ 介護予防ケアマネジメント事業	129,960,782	介護予防ケアマネジメント件数 28,382件
(2) 一般介護予防事業	61,365,031	
ア 介護予防把握事業	3,708,800	
イ 介護予防普及啓発事業	32,332,704	講演会・研修会等参加延人数 12,899人
ウ 地域介護予防活動支援事業	24,790,274	地域活動組織への支援・協力等 3,430人
エ 一般介護予防事業評価	27,033	
オ 地域リハビリテーション活動支援	506,220	
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料	6,692,146	
2. 包括的支援事業及び任意事業	599,907,594	
(1) 包括的支援事業	449,965,731	地域包括支援センター運営（委託12） 権利擁護短期宿泊サービス延利用日数 9日
(2) 任意事業	72,220,483	
ア 介護給付等費用適正化事業	13,947,559	訪問・検証・検討等 1,474件 給付費返還額 42件 4,232,760円
イ 家族介護支援事業	564,659	徘徊模擬訓練活動費補助 1件 見守り支援機器購入費等補助 6件
ウ その他事業	57,708,265	配食サービス総配食数 119,267食 高齢者住宅等安心確保 (シルバーハウ징29戸、高齢者住宅6戸) 成年後見制度利用支援 3件（市長申立て件数） 福祉用具・住宅改修支援 12件
(3) 包括的支援事業(社会保障充実分)	77,721,380	
ア 在宅医療・介護連携推進事業	14,976,970	医療・介護関係者の研修3回 参加人数301人
イ 生活支援体制整備事業	39,004,087	生活支援コーディネーターの配置 第1層 1人配置 第2層 6人配置
ウ 認知症総合支援事業	9,340,323	認知症初期集中支援チーム対応件数 6件 認知症カフェ運営費補助 2件
エ 地域ケア会議推進事業	14,400,000	地域ケア推進会議 1回
合計	1,721,470,535	

(3) 地域包括支援センター（12か所・委託）の状況

(令和7年6月末現在)

名称 【運営法人】	所 在 地	担当区域	対象人口 (高齢者人口)
下関市本府東部地域包括支援センター 【社会福祉法人 夢の会】	〒750-0036 下関市あるかぼーと1番33号 電話250-6581 / FAX 250-6582	下表①	人 20,248 (7,807)
下関市本府西部地域包括支援センター 【医療法人 菖会】	〒750-0061 下関市上新地町三丁目5番5号 電話250-8521 / FAX 250-8561	下表②	人 19,566 (8,408)
下関市本府北部地域包括支援センター 【医療法人社団 青寿会】	〒751-0833 下関市武久町二丁目2番13号 電話255-1111 / FAX 255-7717	下表③	人 18,044 (6,025)
下関市彦島地域包括支援センター 【社会福祉法人 松美会】	〒750-0075 下関市彦島江の浦町一丁目5番2号 電話266-6516 / FAX 227-3112	彦島支所管内	人 22,104 (8,951)
下関市長府地域包括支援センター 【社会福祉法人 朋愛会】	〒752-0933 下関市長府松小田本町1番26号 電話227-3151 / FAX 227-3150	長府支所管内	人 26,583 (9,616)
下関市東部地域包括支援センター 【社会福祉法人 下関市社会福祉協議会】	〒752-0916 下関市王司上町一丁目2番20号 電話249-2015 / FAX 248-2830	王司・清末・小月・ 王喜・吉田支所管内	人 24,762 (7,817)
下関市川中地域包括支援センター 【一般社団法人 下関市医師会】	〒751-0853 下関市川中豊町三丁目3番5号 電話252-6223 / FAX 252-2195	川中支所管内	人 31,451 (9,222)
下関市安岡・吉見地域包括支援センター 【社会福祉法人 松涛会】	〒759-6613 下関市富任町一丁目4番1-3号 電話249-5015 / FAX 249-6015	安岡・吉見支所管内	人 19,115 (6,999)
下関市勝山・内日地域包括支援センター 【社会福祉法人 晴会】	〒751-0885 下関市形山みどり町14番地の16 電話227-2700 / FAX 227-2701	勝山・内日支所管内	人 25,667 (7,565)
下関市菊川・豊田地域包括支援センター 【社会福祉法人 菊水会】	〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝172番地の2 電話287-2870 / FAX 287-2873	菊川・豊田総合支所 管内	人 11,269 (5,062)
下関市豊浦地域包括支援センター 【社会福祉法人 下関市社会福祉協議会】	〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1 下関市役所豊浦総合支所内 電話775-2941 / FAX 775-2942	豊浦総合支所管内	人 15,108 (6,888)
下関市豊北地域包括支援センター 【社会福祉法人 下関市社会福祉協議会】	〒759-5592 下関市豊北町大字滝部3140番地1 下関市役所豊北総合支所内 電話782-1904 / FAX 782-1909	豊北総合支所管内	人 7,114 (4,165)

(下表)

センター	担当区域
① 本府東部	みもすそ川町、壇之浦町、本町、阿弥陀寺町、中之町、唐戸町、赤間町、宮田町、幸町、貴船町、椋野町、山の口町、上田中町、名池町、田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、西入江町、細江町、豊前田町、細江新町、丸山町、石神町、椋野上町、藤ヶ谷町、あるかぼーと、新椋野、御新町、大字椋野、大字藤ヶ谷
② 本府西部	春日町、関西町、関西本町、長崎本町、長崎新町、長崎中央町、笹山町、上条町、長崎町1、桜山町、神田町、東神田町、西神田町、山手町、中央町、元町、向山町、東向山町、栄町、向洋町、羽山町、後田町、汐入町、金比羅町、大坪本町、藤附町、大平町、筋川町、西大坪町、南大坪町、筋ヶ浜町、上新地町、新地西町、新地町、今浦町、伊崎町、長門町、竹崎町、大和町、東大和町
③ 本府北部	幡生町、幡生本町、幡生宮の下町、幡生新町、生野町、宝町、三河町、大学町、山の田北町、山の田東町、山の田本町、山の田中央町、山の田南町、山の田西町、武久町、武久西原台

(4) 下関市地域包括支援センター運営協議会

下関市地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの機能を公平・中立に維持し、効率的に運営するために、地域の関係者全体で協議する場として設置されています。

【下関市地域包括支援センター運営協議会委員名簿】

(令和7年7月1日現在)

所 属 団 体 等 名 称	氏 名
山口県老人保健施設協議会	村田 和彦
下関市老人福祉施設協議会	山田 哲也
一般社団法人 下関市医師会	松永 尚治
一般社団法人 下関市歯科医師会	山口 仁史
一般社団法人 下関市薬剤師会	中村 光宏
社会福祉法人 下関市社会福祉協議会	早川 弘之
下関市介護支援専門員協会	津田 桂揮
下関市連合自治会	村上 豊実
下関市老人クラブ連合会	中野 武志
下関市民生児童委員協議会	木内 浩雅
下関市介護保険被保険者	鬼頭 薫
公立大学法人 山口県立大学	長谷川 真司
公益社団法人 山口県看護協会	関野 尚子
一般社団法人 山口県社会福祉士会	成清 幸子
下関市高齢者保健福祉推進会議	佐伯 美由紀
下関市高齢者保健福祉推進会議	中澤 美千江

(敬称略、順不同)

※同協議会は「下関市地域密着型サービス運営委員会」と統一的に設置されており、委員は共通。

9 保健福祉事業

(1) 保健福祉事業の概要

保健福祉事業は、被保険者全体を対象に第1号保険料を財源とし、市町村が独自に実施する事業です。内容は介護保険法に定められており、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業とされています。

(2) 事業実績（令和6年度）

(単位：円)

事業名	事業費	摘要
1. 保健福祉事業	34,234,394	
(1) 保健福祉事業	34,234,394	いきいき百歳体操教室立ち上げ支援 3会場 家族介護者教室 6回 緊急通報システム設置台数 536台 外出支援サービス総利用回数 165回 日常生活用具給付実績 3件 生活支援短期宿泊サービス延利用日数 39日 介護用品等支給利用実人数 120人 高齢者補聴器購入費助成金交付実績 38件 介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金 2事業所 介護職員初任者研修事業 14人（うち修了者13人） 小中高校生への出前講座 5回 介護職員意見交換研修会 41回 外国人介護人材確保支援事業補助金 11人 介護職員等就労定着支援金 34人 外国人介護人材受入支援セミナー 3人
合計	34,234,394	

10 保険料

(1) 保険料の状況

介護保険料は、介護保険法第117条に基づいて財政の均衡を保つため、3年を一期とする下関市が定める介護保険事業計画により決定しています。

①被保険者（第1号）の保険料

□第9期（令和6～8年度）

(単位：円)

所得段階	区分	率	保険料	
			月額	年額
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	0.285 ※	1,567.5	18,810
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超える、120万円以下の方	0.385 ※	2,117.5	25,410
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が120万円を超える方	0.685 ※	3,767.5	45,210
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	0.9	4,950	59,400
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超える方	1.0	5,500	66,000
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	6,600	79,200
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	7,150	85,800
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	8,250	99,000
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	9,350	112,200
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.8	9,900	118,800
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	1.9	10,450	125,400
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.0	11,000	132,000
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.1	11,550	138,600
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	2.2	12,100	145,200
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方	2.3	12,650	151,800
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方	2.4	13,200	158,400

注) 令和6年度までは第1及び第4所得段階については、所得基準の一部として「前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下」となっていたものが、令和7年度より「80.9万円以下」に変更となりました。それに伴い、第2及び第5所得段階にも影響が生じます。

(令和6年に支給される老齢基礎年金（満額）が80.9万円となったため見直しが行われたものです。)

※公費投入による低所得者の保険料軽減制度が、令和6年度から令和8年度においても継続されました。

	軽減前	軽減後
第1段階	0.455	0.285
第2段階	0.585	0.385
第3段階	0.69	0.685

②保険料の基準額（月額）の推移

(単位：円)

区分	第1期 (平成12～14年度)	第2期 (平成15～17年度)	第3期 (平成18～20年度)	第4期 (平成21～23年度)	第5期 (平成24～26年度)	第6期 (平成27～29年度)	第7期 (平成30～2年度)	第8期 (令和3～5年度)	第9期 (令和6～8年度)
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,869	6,014	6,225
山口県	2,967	3,617	4,088	3,996	4,978	5,331	5,502	5,446	5,568
下関市	3,200	3,980	4,200	4,200	5,300	5,300	5,500	5,500	5,500

※第2期の基準額は市町合併前の金額。合併後の平成17年度の基準額は3,880円。

(2) 保険料収納状況の年度別比較

(単位：件、円)

区分	調定		収納		未納		還付未済		収納率 ※	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
特別徵収	R2年度	502,593	5,030,769,394	502,593	5,030,769,394	0	0	978	5,808,400	100.00%
	R3年度	499,635	4,998,429,111	499,635	4,998,429,111	0	0	1,388	8,810,454	100.00%
	R4年度	496,562	4,957,138,005	496,562	4,957,138,005	0	0	1,383	8,647,125	100.00%
	R5年度	492,158	4,913,078,450	492,158	4,913,078,450	0	0	1,357	8,465,775	100.00%
	R6年度	489,580	4,932,157,222	489,580	4,932,157,222	0	0	1,715	9,607,868	100.00%
現年普徵	R2年度	71,020	405,376,546	64,407	369,898,772	6,929	35,477,774	142	542,225	91.25%
	R3年度	74,462	422,227,010	68,660	391,013,481	6,168	31,213,529	222	839,349	92.61%
	R4年度	73,434	414,687,406	68,361	387,983,753	5,073	26,703,653	186	647,100	93.56%
	R5年度	71,293	425,369,825	67,008	400,285,950	4,802	25,083,875	247	1,008,800	94.10%
	R6年度	68,058	423,094,387	64,587	402,438,780	3,838	20,655,607	222	742,599	95.12%
現年合計	R2年度	573,613	5,436,145,940	567,000	5,400,668,166	6,929	35,477,774	1,120	6,350,625	99.35%
	R3年度	574,097	5,420,656,121	568,295	5,389,442,592	6,168	31,213,529	1,610	9,649,803	99.42%
	R4年度	569,996	5,371,825,411	564,923	5,345,121,758	5,073	26,703,653	1,569	9,294,225	99.50%
	R5年度	563,451	5,338,448,275	559,166	5,313,364,400	4,802	25,083,875	1,604	9,474,575	99.53%
	R6年度	557,638	5,355,251,609	554,167	5,334,596,002	3,838	20,655,607	1,937	10,350,467	99.61%
滞縁普徵	R2年度	21,620	118,698,023	6,025	28,976,015	12,008	65,925,383	6	18,340	24.41%
	R3年度	18,917	101,285,181	5,297	22,584,662	10,347	55,329,657	5	17,700	22.30%
	R4年度	16,489	86,375,786	4,773	19,139,094	8,924	46,992,649	3	11,800	22.16%
	R5年度	14,302	73,582,552	4,001	15,756,513	7,846	40,821,730	5	23,800	21.41%
	R6年度	12,618	65,846,205	3,755	15,827,052	6,659	35,178,017	6	29,800	24.04%
総合計	R2年度	595,233	5,554,843,963	573,025	5,429,644,181	18,937	101,403,157	1,126	6,368,965	97.75%
	R3年度	593,014	5,521,941,302	573,592	5,412,027,254	16,515	86,543,186	1,615	9,667,503	98.01%
	R4年度	586,485	5,458,201,197	569,696	5,364,260,852	13,997	73,696,302	1,572	9,306,025	98.28%
	R5年度	577,753	5,412,030,827	563,167	5,329,120,913	12,648	65,905,605	1,609	9,498,375	98.47%
	R6年度	570,256	5,421,097,814	557,922	5,350,423,054	10,497	55,833,624	1,943	10,380,267	98.70%

※還付未済を除く

●現年合計に占める割合

(単位：件、円)

区分	調定			収納		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
特別徵収	R2年度	502,593 (87.62%)	5,030,769,394 (92.54%)	502,593 (88.64%)	5,030,769,394 (93.15%)	
	R3年度	499,635 (87.03%)	4,998,429,111 (92.21%)	499,635 (87.92%)	4,998,429,111 (92.74%)	
	R4年度	496,562 (87.12%)	4,957,138,005 (92.28%)	496,562 (87.90%)	4,957,138,005 (92.74%)	
	R5年度	492,158 (87.35%)	4,913,078,450 (92.03%)	492,158 (88.02%)	4,913,078,450 (92.47%)	
	R6年度	489,580 (87.80%)	4,932,157,222 (92.10%)	489,580 (88.35%)	4,932,157,222 (92.46%)	
普通徵収	R2年度	71,020 (12.38%)	405,376,546 (7.46%)	64,407 (11.36%)	369,898,772 (6.85%)	
	R3年度	74,462 (12.97%)	422,227,010 (7.79%)	68,660 (12.08%)	391,013,481 (7.26%)	
	R4年度	73,434 (12.88%)	414,687,406 (7.72%)	68,361 (12.10%)	387,983,753 (7.26%)	
	R5年度	71,293 (12.65%)	425,369,825 (7.97%)	67,008 (11.98%)	400,285,950 (7.53%)	
	R6年度	68,058 (12.20%)	423,094,387 (7.90%)	64,587 (11.65%)	402,438,780 (7.54%)	

(3) 滞納繰越分普通徴収保険料に係る不納欠損一覧表

年度別不納欠損額一覧表

年 度	件 数 人 数 金 額	対前年度比
R2年度	4,865件	-
	641人	-
	23,796,625円	-
R3年度	4,709件	96.8%
	552人	86.1%
	23,370,862円	98.2%
R4年度	4,191件	89.0%
	476人	86.2%
	20,244,043円	86.6%
R5年度	3,692件	88.1%
	425人	89.3%
	17,004,309円	84.0%
R6年度	3,390件	91.8%
	398人	93.6%
	14,841,136円	87.3%

所得段階別不納欠損額一覧表(令和6年度)

所得段階	件 数 人 数 金 額	構成比
第 1 段階	1,701件	50.2%
	210人	52.8%
	3,655,905円	24.6%
第 2 段階	207件	6.1%
	21人	5.3%
	568,150円	3.8%
第 3 段階	127件	3.7%
	20人	5.0%
	575,050円	3.9%
第 4 段階	483件	14.3%
	47人	11.8%
	2,877,700円	19.4%
第 5 段階	57件	1.7%
	7人	1.8%
	372,900円	2.5%
第 6 段階	559件	16.5%
	57人	14.3%
	4,407,031円	29.7%
第 7 段階	171件	5.0%
	23人	5.8%
	1,454,700円	9.8%
第 8 段階	55件	1.6%
	8人	2.0%
	544,200円	3.7%
第 9 段階	7件	0.2%
	2人	0.5%
	82,900円	0.6%
第 10 段階	19件	0.6%
	2人	0.5%
	265,600円	1.8%
第 11 段階	4件	0.1%
	1人	0.2%
	37,000円	0.2%
第 12 段階	0件	0.0%
	0人	0.0%
	0円	0.0%
合 計	3,390件	100.0%
	398人	100.0%
	14,841,136円	100.0%

(4) 保険料未納状況（所得段階別）

[令和6年度]

所得段階	現年度分普通徴収保険料		構成比
	件数	金額（円）	
第1段階	1,670件	3,573,408円	17.3%
第2段階	66件	175,897円	0.8%
第3段階	115件	560,812円	2.7%
第4段階	567件	3,427,950円	16.6%
第5段階	53件	395,490円	1.9%
第6段階	571件	4,663,730円	22.6%
第7段階	493件	4,202,540円	20.3%
第8段階	181件	1,904,140円	9.2%
第9段階	52件	633,950円	3.1%
第10段階	43件	611,900円	3.0%
第11段階	7件	87,500円	0.4%
第12段階	0件	0円	0.0%
第13段階	10件	138,600円	0.7%
第14段階	2件	139,590円	0.7%
第15段階	0件	0円	0.0%
第16段階	8件	140,100円	0.7%
合計	3,838件	20,655,607円	100.0%

所得段階	滞納繰越分普通徴収保険料		構成比
	件数	金額（円）	
第1段階	2,378件	4,997,025円	14.2%
第2段階	226件	631,325円	1.8%
第3段階	487件	2,321,050円	6.6%
第4段階	951件	5,632,360円	16.0%
第5段階	144件	953,300円	2.7%
第6段階	1,462件	11,386,142円	32.4%
第7段階	679件	5,810,475円	16.5%
第8段階	230件	2,199,290円	6.2%
第9段階	61件	585,150円	1.7%
第10段階	25件	406,300円	1.2%
第11段階	12件	181,500円	0.5%
第12段階	4件	74,100円	0.2%
合計	6,659件	35,178,017円	100.0%

(5) 差押実績

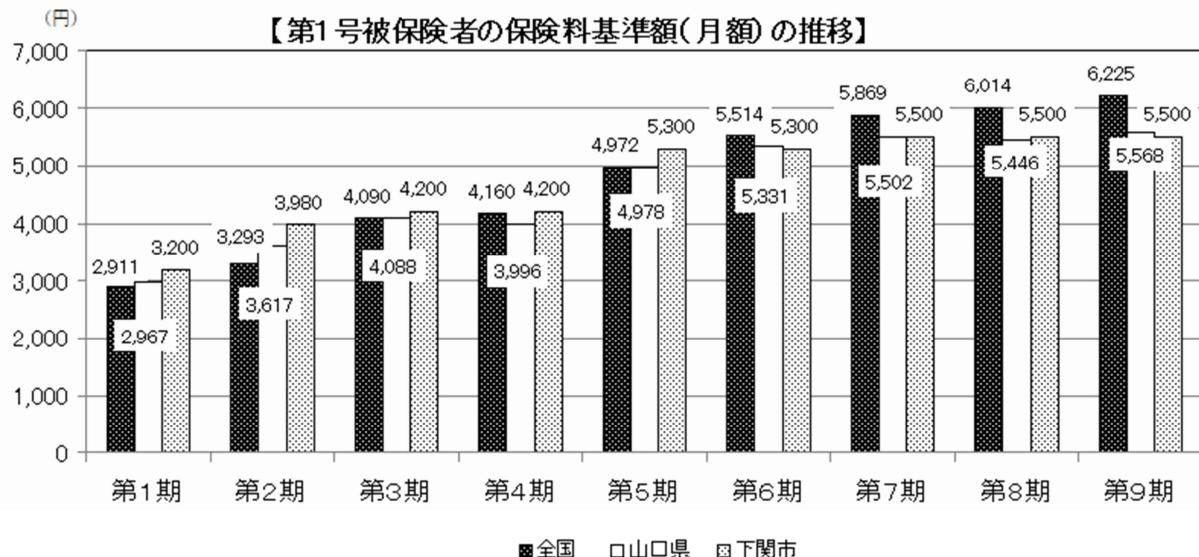
年度	件数(人数)	差押金額 (内訳)			
			保険料	督促手数料	延滞金
R2年度	43件 (31人)	2,603,174円	2,357,438円	27,500円	218,236円
R3年度	36件 (27人)	1,389,352円	1,268,275円	16,400円	104,677円
R4年度	46件 (26人)	2,068,050円	1,908,017円	25,700円	134,333円
R5年度	36件 (22人)	1,198,860円	1,156,060円	16,000円	26,800円
R6年度	19件 (15人)	1,497,203円	1,459,131円	15,900円	22,172円

(6) 減免及び徴収猶予・特別減免の状況

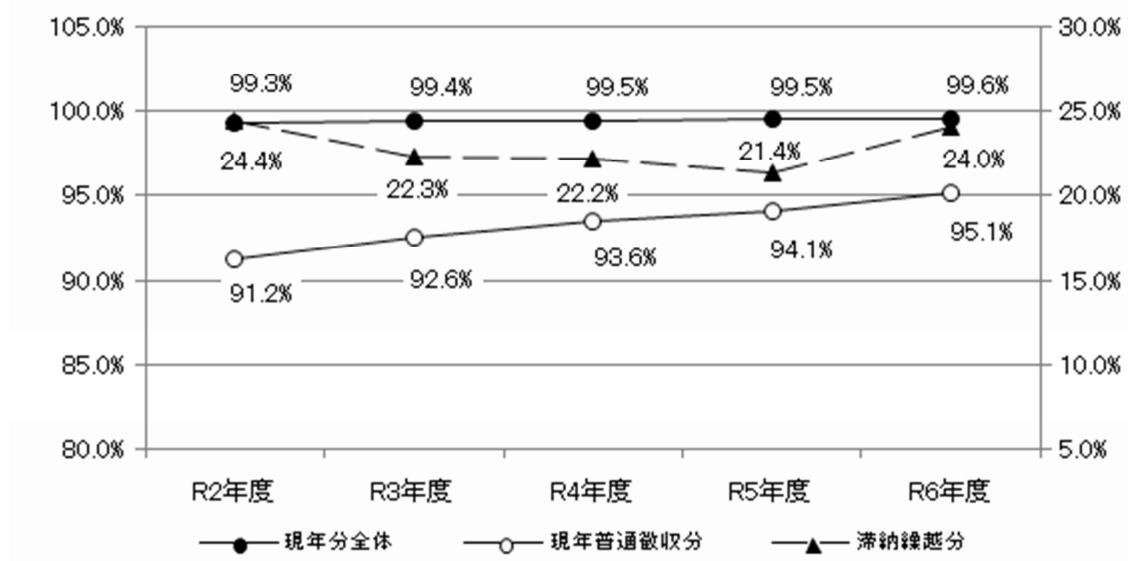
一般減免・特別減免

決定年度	減免及び猶予			特別減免			合計		
	申請	承認	減免額	申請	承認	減免額	申請	承認	減免額
R2年度	19件	14件	519,613円	4件	4件	23,650円	23件	18件	543,263円
R3年度	8件	8件	254,100円	4件	4件	23,100円	12件	12件	277,200円
R4年度	11件	9件	339,900円	5件	4件	23,100円	16件	13件	363,000円
R5年度	12件	12件	277,200円	4件	3件	19,800円	16件	15件	297,000円
R6年度	9件	8件	145,998円	4件	3件	19,800円	13件	11件	165,798円

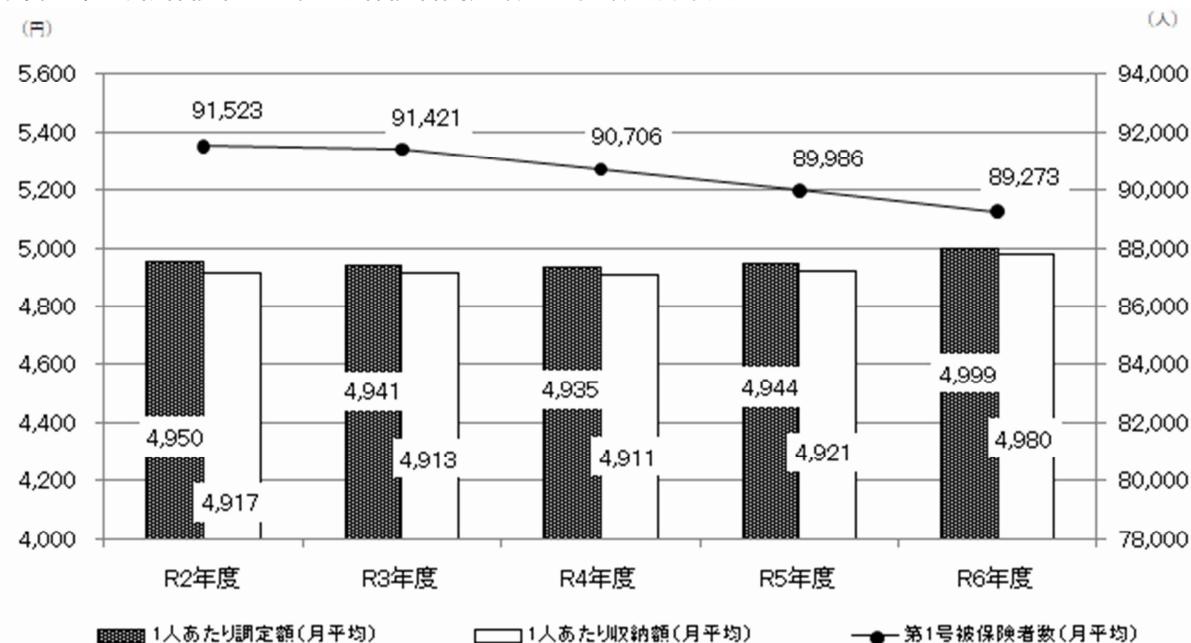
○保険料基準額の推移



○年度別保険料収納率（現年分・滞納繰越分）



○年度別第1号被保険者1人あたり保険料調定額・収納額（現年分）



11 保険財政

(1) 年度別決算状況

【歳入】

(単位:円)

区分		令和4年度		令和5年度			令和6年度		
款項	目	決算額	構成比	決算額	構成比	対前年度伸率	決算額	構成比	対前年度伸率
保険料		5,373,566,877	18.61%	5,338,619,288	18.26%	△0.7%	5,360,803,321	18.43%	0.4%
介護保険料		5,373,566,877	18.61%	5,338,619,288	18.26%	△0.7%	5,360,803,321	18.43%	0.4%
第1号被保険者保険料		5,373,566,877	18.61%	5,338,619,288	18.26%	△0.7%	5,360,803,321	18.43%	0.4%
使用料及び手数料		769,560	0.00%	701,880	0.00%	△8.8%	604,830	0.00%	△13.8%
手数料		769,560	0.00%	701,880	0.00%	△8.8%	604,830	0.00%	△13.8%
総務手数料		1,800	0.00%	1,800	0.00%	0.0%	3,300	0.00%	83.3%
督促手数料		767,760	0.00%	700,080	0.00%	△8.8%	601,530	0.00%	△14.1%
国庫支出金		7,471,905,115	25.88%	7,441,364,755	25.46%	△0.4%	7,465,633,650	25.67%	0.3%
国庫負担金		4,976,708,280	17.24%	4,975,009,200	17.02%	△0.0%	4,985,519,450	17.14%	0.2%
介護給付費負担金		4,976,708,280	17.24%	4,975,009,200	17.02%	△0.0%	4,985,519,450	17.14%	0.2%
国庫補助金		2,495,196,835	8.64%	2,466,355,555	8.44%	△1.2%	2,480,114,200	8.53%	0.6%
総務費国庫補助金		0	0.00%	5,300,000	0.02%	—	2,805,000	0.01%	△47.1%
調整交付金		1,871,029,000	6.48%	1,845,065,000	6.31%	△1.4%	1,885,459,000	6.48%	2.2%
地域支援事業交付金		544,664,835	1.89%	543,316,555	1.86%	△0.2%	535,123,200	1.84%	△1.5%
災害臨時特例補助金		9,000	0.00%	4,000	0.00%	△55.6%	0	0.00%	△100.0%
保険者機能強化推進交付金		41,234,000	0.14%	31,294,000	0.11%	△24.1%	19,640,000	0.07%	△37.2%
保険者努力支援交付金		38,260,000	0.13%	41,376,000	0.14%	8.1%	37,087,000	0.13%	△10.4%
支払基金交付金		7,148,717,310	24.76%	7,299,644,622	24.97%	2.1%	7,300,982,593	25.11%	0.0%
支払基金交付金		7,148,717,310	24.76%	7,299,644,622	24.97%	2.1%	7,300,982,593	25.11%	0.0%
介護給付費交付金		6,872,578,588	23.80%	7,037,245,581	24.08%	2.4%	7,012,591,190	24.11%	△0.4%
地域支援事業支援交付金		276,138,722	0.96%	262,399,041	0.90%	△5.0%	288,391,403	0.99%	9.9%
県支出金		3,985,131,399	13.80%	3,972,084,127	13.59%	△0.3%	3,989,258,300	13.72%	0.4%
県負担金		3,722,383,000	12.89%	3,710,201,000	12.69%	△0.3%	3,721,418,000	12.80%	0.3%
介護給付費負担金		3,722,383,000	12.89%	3,710,201,000	12.69%	△0.3%	3,721,418,000	12.80%	0.3%
県補助金		262,748,399	0.91%	261,883,127	0.90%	△0.3%	267,840,300	0.92%	2.3%
地域支援事業交付金		262,748,399	0.91%	261,883,127	0.90%	△0.3%	267,840,300	0.92%	2.3%
財産収入		1,505,091	0.01%	3,031,593	0.01%	101.4%	4,856,704	0.02%	60.2%
財産運用収入		1,505,091	0.01%	3,031,593	0.01%	101.4%	4,856,704	0.02%	60.2%
利子及び配当金		1,505,091	0.01%	3,031,593	0.01%	101.4%	4,856,704	0.02%	60.2%
緑入金		4,360,658,291	15.10%	4,406,120,767	15.07%	1.0%	4,393,822,620	15.11%	△0.3%
一般会計緑入金		4,360,658,291	15.10%	4,406,120,767	15.07%	1.0%	4,371,022,298	15.03%	△0.8%
介護給付費緑入金		3,630,698,824	12.57%	3,654,937,662	12.50%	0.7%	3,561,960,376	12.25%	△2.5%
その他一般会計緑入金		729,959,467	2.53%	751,183,105	2.57%	2.9%	809,061,922	2.78%	7.7%
基金緑入金		0	0.00%	0	0.00%	—	22,800,322	0.08%	—
介護給付費準備基金緑入金		0	0.00%	0	0.00%	—	22,800,322	0.08%	—
緑越金		524,236,967	1.82%	754,913,402	2.58%	44.0%	548,161,210	1.88%	△27.4%
緑越金		524,236,967	1.82%	754,913,402	2.58%	44.0%	548,161,210	1.88%	△27.4%
繰越金		524,236,967	1.82%	754,913,402	2.58%	44.0%	548,161,210	1.88%	△27.4%
諸収入		8,757,911	0.03%	12,460,780	0.04%	42.3%	16,667,130	0.06%	33.8%
延滞金、加算金及び過料		1,788,474	0.01%	2,520,127	0.01%	40.9%	996,457	0.00%	△60.5%
第1号被保険者延滞金		1,645,872	0.01%	1,167,527	0.00%	△29.1%	996,457	0.00%	△14.7%
加算金		142,602	0.00%	1,352,600	0.00%	848.5%	0	0.00%	△100.0%
雑入		6,969,437	0.02%	9,940,653	0.03%	42.6%	15,670,673	0.05%	57.6%
第三者納付金		518,334	0.00%	539,773	0.00%	4.1%	8,329,949	0.03%	1443.2%
返納金		6,379,072	0.02%	9,382,000	0.03%	47.1%	6,988,026	0.02%	△25.5%
雑入		72,031	0.00%	18,880	0.00%	△73.8%	352,698	0.00%	1768.1%
歳入合計		28,875,248,521	100.00%	29,228,941,214	100.00%	1.2%	29,080,790,358	100.00%	△0.5%

【歳出】

(単位：円)

区分		令和4年度		令和5年度		令和6年度			
款項	目	決算額	構成比	決算額	構成比	対前年 度伸率	決算額	構成比	対前年 度伸率
総務費		494,766,223	1.76%	511,430,641	1.78%	3.4%	558,395,666	1.95%	9.2%
総務管理費		247,001,067	0.88%	264,115,392	0.92%	6.9%	284,614,970	0.99%	7.8%
一般管理費		247,001,067	0.88%	264,115,392	0.92%	6.9%	284,614,970	0.99%	7.8%
徴収費		28,525,692	0.10%	29,675,275	0.10%	4.0%	33,322,905	0.12%	12.3%
賦課徴収費		28,525,692	0.10%	29,675,275	0.10%	4.0%	33,322,905	0.12%	12.3%
介護認定審査会費		217,734,664	0.77%	216,225,374	0.75%	△0.7%	238,163,191	0.83%	10.1%
介護認定審査会費		42,244,875	0.15%	47,017,383	0.16%	11.3%	45,510,351	0.16%	△3.2%
認定調査等費		175,489,789	0.62%	169,207,991	0.59%	△3.6%	192,652,840	0.67%	13.9%
趣旨普及費		1,504,800	0.01%	1,414,600	0.00%	△6.0%	2,294,600	0.01%	62.2%
保険給付費		25,582,505,465	90.98%	25,787,167,670	89.91%	0.8%	25,875,432,829	90.37%	0.3%
保険給付費		25,582,505,465	90.98%	25,787,167,670	89.91%	0.8%	25,875,432,829	90.37%	0.3%
介護サービス等諸費		23,614,840,915	83.98%	23,785,057,263	82.93%	0.7%	23,818,490,489	83.18%	0.1%
介護予防サービス等諸費		694,820,195	2.47%	745,862,911	2.60%	7.3%	801,137,021	2.80%	7.4%
その他諸費		29,436,464	0.10%	24,852,677	0.09%	△15.6%	29,985,299	0.10%	20.7%
高額介護サービス等費		634,029,133	2.25%	632,979,458	2.21%	△0.2%	653,421,001	2.28%	3.2%
高額医療合算介護サービス等費		85,519,944	0.30%	84,515,597	0.29%	△1.2%	86,955,955	0.30%	2.9%
特定入所者介護サービス等費		523,858,814	1.86%	513,899,764	1.79%	△1.9%	485,443,064	1.70%	△5.5%
地域支援事業費		1,576,751,327	5.61%	1,649,209,515	5.75%	4.6%	1,721,470,535	6.01%	4.4%
介護予防・日常生活支援総合事業費		1,000,374,227	3.56%	1,073,120,701	3.74%	7.3%	1,121,562,941	3.92%	4.5%
介護予防・生活支援サービス事業費		947,964,562	3.37%	1,015,913,041	3.54%	7.2%	1,053,505,764	3.68%	3.7%
一般介護予防事業費		46,508,522	0.17%	51,015,821	0.18%	9.7%	61,365,031	0.21%	20.3%
その他諸費		5,901,143	0.02%	6,191,839	0.02%	4.9%	6,692,146	0.02%	8.1%
包括的支援事業・任意事業費		576,377,100	2.05%	576,088,814	2.01%	△0.1%	599,907,594	2.10%	4.1%
包括的支援事業・任意事業費		576,377,100	2.05%	576,088,814	2.01%	△0.1%	599,907,594	2.10%	4.1%
保健福祉事業費		31,211,867	0.11%	32,108,459	0.11%	2.87%	34,234,394	0.12%	6.6%
保健福祉事業費		31,211,867	0.11%	32,108,459	0.11%	2.87%	34,234,394	0.12%	6.6%
保健福祉事業費		31,211,867	0.11%	32,108,459	0.11%	2.87%	34,234,394	0.12%	6.6%
基金積立金		144,402,121	0.51%	235,814,657	0.82%	63.3%	77,597,000	0.27%	△67.1%
基金積立金		144,402,121	0.51%	235,814,657	0.82%	63.3%	77,597,000	0.27%	△67.1%
介護給付費準備基金積立金		144,402,121	0.51%	235,814,657	0.82%	63.3%	77,597,000	0.27%	△67.1%
諸支出金		290,698,116	1.03%	465,049,062	1.62%	60.0%	367,220,405	1.28%	△21.0%
償還金及び還付加算金		290,698,116	1.03%	465,049,062	1.62%	60.0%	367,220,405	1.28%	△21.0%
第1号被保険者保険料還付金		9,941,799	0.04%	8,418,815	0.03%	△15.3%	8,893,910	0.03%	5.6%
償還金		280,756,317	1.00%	456,630,247	1.59%	62.6%	358,326,495	1.25%	△21.5%
予備費		0	0.00%	0	0.00%	-	0	0.00%	-
予備費		0	0.00%	0	0.00%	-	0	0.00%	-
予備費		0	0.00%	0	0.00%	-	0	0.00%	-
歳出合計		28,120,335,119	100.00%	28,680,780,004	100.00%	2.0%	28,634,350,829	100.00%	△0.2%

(2) 令和6年度予算決算総括表

【歳入】

(単位：円)

款項	内訳	最終予算額	調定額	決算額	構成比	予算-決算	対予算収入率	対調定収入率
保険料		5,210,471,000	5,421,097,814	5,360,803,321	18.43%	△ 150,332,321	102.89%	98.89%
介護保険料		5,210,471,000	5,421,097,814	5,360,803,321	18.43%	△ 150,332,321	102.89%	98.89%
第1号被保険者保険料		5,210,471,000	5,421,097,814	5,360,803,321	18.43%	△ 150,332,321	102.89%	98.89%
現年度分特別徴収保険料		4,826,753,000	4,932,157,222	4,941,765,090	16.99%	△ 115,012,090	102.38%	100.19%
現年度分普通徴収保険料		366,608,000	423,094,387	403,181,379	1.39%	△ 36,573,379	109.98%	95.29%
滞納繰越分普通徴収保険料		17,110,000	65,846,205	15,856,852	0.05%	1,253,148	92.68%	24.08%
使用料及び手数料		1,001,000	604,830	604,830	0.00%	396,170	60.42%	100.00%
手数料		1,001,000	604,830	604,830	0.00%	396,170	60.42%	100.00%
総務手数料		1,000	3,300	3,300	0.00%	△ 2,300	330.00%	100.00%
総務手数料		1,000	3,300	3,300	0.00%	△ 2,300	330.00%	100.00%
督促手数料		1,000,000	601,530	601,530	0.00%	398,470	60.15%	100.00%
督促手数料		1,000,000	601,530	601,530	0.00%	398,470	60.15%	100.00%
国庫支出金		7,600,982,000	7,465,633,650	7,465,633,650	25.67%	135,348,350	98.22%	100.00%
国庫負担金		4,985,519,000	4,985,519,450	4,985,519,450	17.14%	△ 450	100.00%	100.00%
介護給付費負担金		4,985,519,000	4,985,519,450	4,985,519,450	17.14%	△ 450	100.00%	100.00%
現年度分		4,985,519,000	4,985,519,450	4,985,519,450	17.14%	△ 450	100.00%	100.00%
国庫補助金		2,615,463,000	2,480,114,200	2,480,114,200	8.53%	135,348,800	94.83%	100.00%
総務費国庫補助金		9,400,000	2,805,000	2,805,000	0.01%	6,595,000	29.84%	100.00%
総務管理費補助金		9,400,000	2,805,000	2,805,000	0.01%	6,595,000	29.84%	100.00%
調整交付金		2,054,786,000	1,885,459,000	1,885,459,000	6.48%	169,327,000	91.76%	100.00%
現年度分調整交付金		2,054,786,000	1,885,459,000	1,885,459,000	6.48%	169,327,000	91.76%	100.00%
地域支援事業交付金		478,621,000	535,123,200	535,123,200	1.84%	△ 56,502,200	111.81%	100.00%
介護予防・日常生活支援総合事業費交付金		228,233,000	299,748,849	299,748,849	1.03%	△ 71,515,849	131.33%	100.00%
包括の支援事業・任意事業費交付金		250,388,000	235,374,351	235,374,351	0.81%	15,013,649	94.00%	100.00%
保険者機能強化推進交付金		31,280,000	19,640,000	19,640,000	0.07%	11,640,000	62.79%	100.00%
保険者機能強化推進交付金		31,280,000	19,640,000	19,640,000	0.07%	11,640,000	62.79%	100.00%
保険者努力支援交付金		41,376,000	37,087,000	37,087,000	0.13%	4,289,000	89.63%	100.00%
保険者努力支援交付金		41,376,000	37,087,000	37,087,000	0.13%	4,289,000	89.63%	100.00%
支払基金交付金		7,629,631,000	7,300,982,593	7,300,982,593	25.11%	328,648,407	95.69%	100.00%
支払基金交付金		7,629,631,000	7,300,982,593	7,300,982,593	25.11%	328,648,407	95.69%	100.00%
介護給付費交付金		7,321,516,000	7,012,591,190	7,012,591,190	24.11%	308,924,810	95.78%	100.00%
現年度分		7,321,516,000	7,012,591,190	7,012,591,190	24.11%	308,924,810	95.78%	100.00%
地域支援事業支援交付金		308,115,000	288,391,403	288,391,403	0.99%	19,723,597	93.60%	100.00%
介護予防・日常生活支援総合事業費交付金		308,115,000	288,391,403	288,391,403	0.99%	19,723,597	93.60%	100.00%
県支出金		4,095,256,000	3,989,258,300	3,989,258,300	13.72%	105,997,700	97.41%	100.00%
県負担金		3,827,416,000	3,721,418,000	3,721,418,000	12.80%	105,998,000	97.23%	100.00%
介護給付費負担金		3,827,416,000	3,721,418,000	3,721,418,000	12.80%	105,998,000	97.23%	100.00%
現年度分		3,827,416,000	3,721,418,000	3,721,418,000	12.80%	105,998,000	97.23%	100.00%
県補助金		267,840,000	267,840,300	267,840,300	0.92%	△ 300	100.00%	100.00%
地域支援事業交付金		267,840,000	267,840,300	267,840,300	0.92%	△ 300	100.00%	100.00%
介護予防・日常生活支援総合事業費交付金		142,646,000	142,646,000	142,646,000	0.49%	0	100.00%	100.00%
包括の支援事業・任意事業費交付金		125,194,000	125,194,300	125,194,300	0.43%	△ 300	100.00%	100.00%
財産収入		4,478,000	4,856,704	4,856,704	0.02%	△ 378,704	108.46%	100.00%
財産運用収入		4,478,000	4,856,704	4,856,704	0.02%	△ 378,704	108.46%	100.00%
利子及び配当金		4,478,000	4,856,704	4,856,704	0.02%	△ 378,704	108.46%	100.00%
基金利子収入		4,478,000	4,856,704	4,856,704	0.02%	△ 378,704	108.46%	100.00%
繰入金		5,042,801,000	4,393,822,620	4,393,822,620	15.11%	648,978,380	87.13%	100.00%
一般会計繰入金		4,601,770,000	4,371,022,298	4,371,022,298	15.03%	230,747,702	94.99%	100.00%
介護給付費繰入金		3,723,529,000	3,561,960,376	3,561,960,376	12.25%	161,568,624	95.66%	100.00%
現年度分		3,389,590,000	3,232,971,166	3,232,971,166	11.12%	156,618,834	95.38%	100.00%
低所得者保険料軽減繰入金		333,939,000	328,989,210	328,989,210	1.13%	4,949,790	98.52%	100.00%
その他一般会計繰入金		878,241,000	809,061,922	809,061,922	2.78%	69,179,078	92.12%	100.00%
職員給与費等繰入金		332,554,000	316,806,915	316,806,915	1.09%	15,747,085	95.26%	100.00%
事務費繰入金		277,847,000	238,169,581	238,169,581	0.82%	39,677,419	85.72%	100.00%
地域支援事業繰入金		267,840,000	254,085,426	254,085,426	0.87%	13,754,574	94.86%	100.00%
基金繰入金		441,031,000	22,800,322	22,800,322	0.08%	418,230,678	5.17%	100.00%
介護給付費準備基金繰入金		441,031,000	22,800,322	22,800,322	0.08%	418,230,678	5.17%	100.00%
介護給付費準備基金繰入金		441,031,000	22,800,322	22,800,322	0.08%	418,230,678	5.17%	100.00%
繰越金		435,246,000	548,161,210	548,161,210	1.88%	△ 112,915,210	125.94%	100.00%
繰越金		435,246,000	548,161,210	548,161,210	1.88%	△ 112,915,210	125.94%	100.00%
繰越金		435,246,000	548,161,210	548,161,210	1.88%	△ 112,915,210	125.94%	100.00%
前年度繰越金		435,246,000	548,161,210	548,161,210	1.88%	△ 112,915,210	125.94%	100.00%
諸収入		13,300,000	218,412,117	16,667,130	0.06%	△ 3,367,130	125.32%	7.63%
延滞金、加算金及び過料		2,000,000	996,457	996,457	0.00%	1,003,543	49.82%	100.00%
第1号被保険者延滞金		2,000,000	996,457	996,457	0.00%	1,003,543	49.82%	100.00%
第1号被保険者延滞金		2,000,000	996,457	996,457	0.00%	1,003,543	49.82%	100.00%
雑入		11,300,000	217,415,660	15,670,673	0.05%	△ 4,370,673	138.68%	7.21%
第三者納付金		5,000,000	8,329,949	8,329,949	0.03%	△ 3,329,949	166.60%	100.00%
第三者納付金		5,000,000	8,329,949	8,329,949	0.03%	△ 3,329,949	166.60%	100.00%
返納金		6,300,000	208,733,013	6,988,026	0.02%	△ 688,026	110.92%	3.35%
返納金		6,300,000	208,733,013	6,988,026	0.02%	△ 688,026	110.92%	3.35%
雑入		0	352,698	352,698	0.00%	△ 352,698	-	100.00%
雑入		0	352,698	352,698	0.00%	△ 352,698	-	100.00%
歳入合計		30,033,166,000	29,342,829,838	29,080,790,358	100.00%	952,375,642	96.83%	99.11%

【歳出】

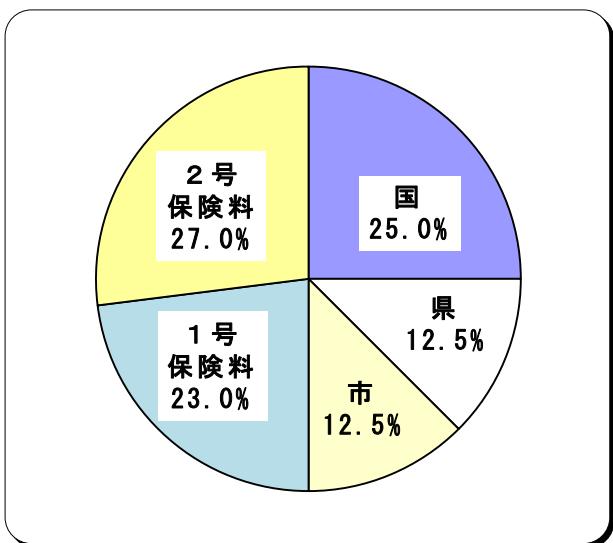
(単位：円)

款項目	内訳	最終予算額	決算額	構成比	予算－決算	執行率
総務費		620,802,000	558,395,666	1.95%	62,406,334	89.95%
総務管理費		304,720,000	284,614,970	0.99%	20,105,030	93.40%
一般管理費		304,720,000	284,614,970	0.99%	20,105,030	93.40%
一般管理		287,704,577	267,913,866	0.94%	19,790,711	93.12%
給付		17,015,423	16,701,104	0.06%	314,319	98.15%
徴収費		35,782,000	33,322,905	0.12%	2,459,095	93.13%
賦課徴収費		35,782,000	33,322,905	0.12%	2,459,095	93.13%
賦課		11,332,997	10,696,599	0.04%	636,398	94.38%
徴収		24,449,003	22,626,306	0.08%	1,822,697	92.54%
介護認定審査会費		277,847,000	238,163,191	0.83%	39,683,809	85.72%
介護認定審査会費		55,173,000	45,510,351	0.16%	9,662,649	82.49%
認定調査等費		222,674,000	192,652,840	0.67%	30,021,160	86.52%
趣旨普及費		2,453,000	2,294,600	0.01%	158,400	93.54%
保険給付費		27,121,826,000	25,875,432,829	90.37%	1,246,393,171	95.40%
保険給付費		27,121,826,000	25,875,432,829	90.37%	1,246,393,171	95.40%
介護サービス等諸費		24,887,853,000	23,818,490,489	83.18%	1,069,362,511	95.70%
介護予防サービス等諸費		802,114,000	801,137,021	2.80%	976,979	99.88%
その他諸費		31,656,000	29,985,299	0.10%	1,670,701	94.72%
高額介護サービス等費		677,546,000	653,421,001	2.28%	24,124,999	96.44%
高額医療合算介護サービス等費		90,162,000	86,955,955	0.30%	3,206,045	96.44%
特定入所者介護サービス等費		632,495,000	485,443,064	1.70%	147,051,936	76.75%
地域支援事業費		1,791,528,000	1,721,470,535	6.01%	70,057,465	96.09%
介護予防・日常生活支援総合事業費		1,141,168,000	1,121,562,941	3.92%	19,605,059	98.28%
介護予防・生活支援サービス事業費		1,068,650,854	1,053,505,764	3.68%	15,145,090	98.58%
介護予防・生活支援サービス（長寿支援課）		938,650,854	923,544,982	3.23%	15,105,872	98.39%
介護予防ケアマネジメント（長寿支援課）		130,000,000	129,960,782	0.45%	39,218	99.97%
一般介護予防事業費		65,825,000	61,365,031	0.21%	4,459,969	93.22%
介護予防把握（長寿支援課）		3,926,732	3,708,800	0.01%	217,932	94.45%
介護予防普及啓発（長寿支援課）		22,799,000	21,164,072	0.07%	1,634,928	92.83%
地域介護予防活動支援（長寿支援課）		26,759,000	24,790,274	0.09%	1,968,726	92.64%
一般介護予防事業評価（長寿支援課）		29,000	27,033	0.00%	1,967	93.22%
地域リハビリテーション活動支援（長寿支援課）		773,000	506,220	0.00%	266,780	65.49%
介護予防普及啓発（健康推進課）		11,538,268	11,168,632	0.04%	369,636	96.80%
その他諸費（長寿支援課）		6,692,146	6,692,146	0.02%	0	100.00%
包括的支援事業・任意事業費		650,360,000	599,907,594	2.10%	50,452,406	92.24%
包括的支援事業・任意事業費		650,360,000	599,907,594	2.10%	50,452,406	92.24%
介護給付等費用適正化（介護保険課）		14,790,000	13,947,559	0.05%	842,441	94.30%
福祉用具・住宅改修支援（介護保険課）		76,000	24,440	0.00%	51,560	32.16%
地域包括支援センター（長寿支援課）		480,987,000	449,904,267	1.57%	31,082,733	93.54%
介護予防支援短期宿泊サービス（長寿支援課）		192,000	61,464	0.00%	130,536	32.01%
認知症高齢者見守り（長寿支援課）		832,000	90,416	0.00%	741,584	10.87%
成年後見制度利用支援（長寿支援課）		3,746,000	1,571,680	0.01%	2,174,320	41.96%
配食サービス（長寿支援課）		52,400,520	49,249,996	0.17%	3,150,524	93.99%
高齢者住宅等安心確保（長寿支援課）		2,700,000	2,626,044	0.01%	73,956	97.26%
在宅医療・介護連携推進（長寿支援課）		20,439,000	14,976,970	0.05%	5,462,030	73.28%
生活支援体制整備（長寿支援課）		43,659,000	39,004,087	0.14%	4,654,913	89.34%
認知症総合支援（長寿支援課）		11,075,000	9,340,323	0.03%	1,734,677	84.34%
地域ケア会議推進（長寿支援課）		14,521,000	14,400,000	0.05%	121,000	99.17%
認知症高齢者見守り（健康推進課）		608,000	474,243	0.00%	133,757	78.00%
認知症サポート一養成（健康推進課）		4,334,480	4,236,105	0.01%	98,375	97.73%
保健福祉事業費		43,086,000	34,234,394	0.12%	8,851,606	79.46%
保健福祉事業費		43,086,000	34,234,394	0.12%	8,851,606	79.46%
保健福祉事業費		43,086,000	34,234,394	0.12%	8,851,606	79.46%
基金積立金		77,597,000	77,597,000	0.27%	0	100.00%
基金積立金		77,597,000	77,597,000	0.27%	0	100.00%
介護給付費準備基金積立金		77,597,000	77,597,000	0.27%	0	100.00%
諸支出金		368,327,000	367,220,405	1.28%	1,106,595	99.70%
償還金及び還付加算金		368,327,000	367,220,405	1.28%	1,106,595	99.70%
第1号被保険者保険料還付金		10,000,000	8,893,910	0.03%	1,106,090	88.94%
償還金		358,327,000	358,326,495	1.25%	505	100.00%
予備費		10,000,000	0	0.00%	10,000,000	0.00%
予備費		10,000,000	0	0.00%	10,000,000	0.00%
予備費		10,000,000	0	0.00%	10,000,000	0.00%
歳出合計		30,033,166,000	28,634,350,829	100.00%	1,398,815,171	95.34%

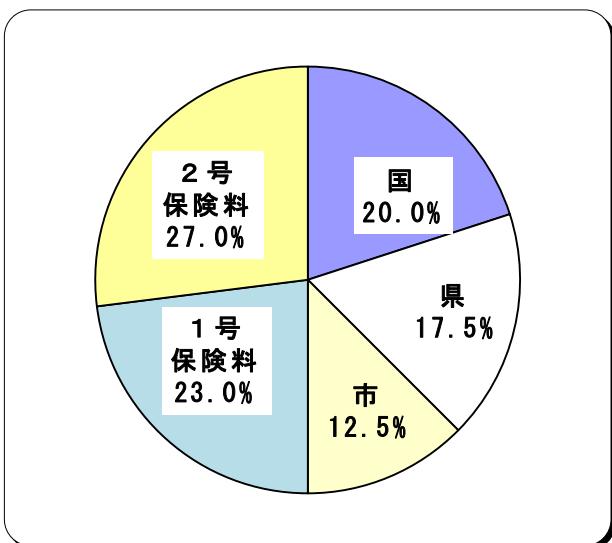
※財源構成

□第9期（令和6年度～令和8年度）

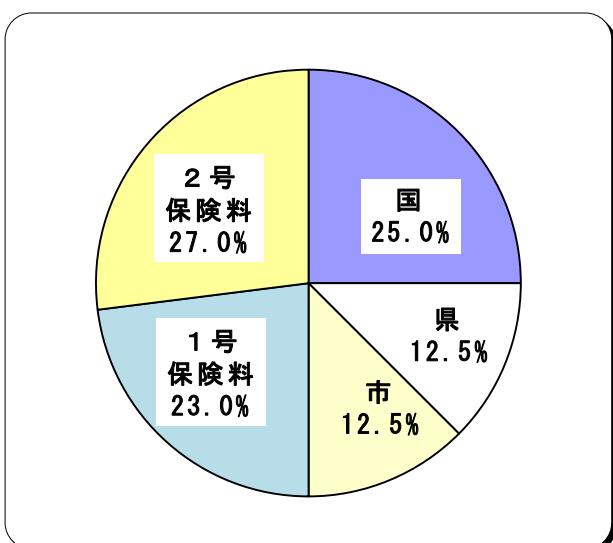
■介護給付（居宅給付費）



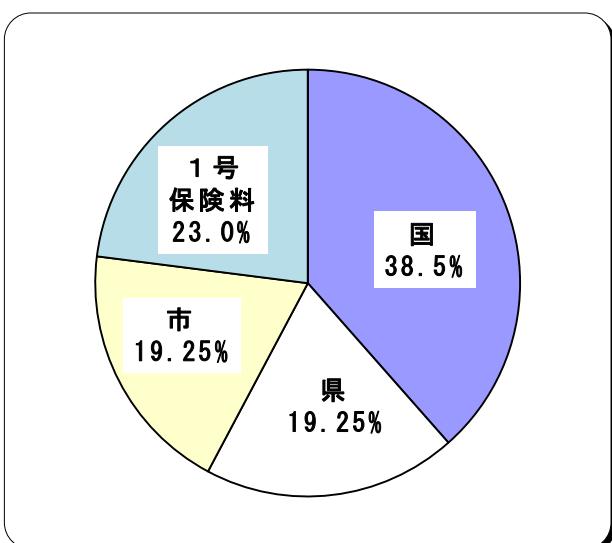
■介護給付（施設等給付費）



■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）



■地域支援事業（包括的支援事業及び任意事業）



資 料

※「介護保険事業状況報告」は、サービス提供月末時点の要支援・要介護状態区分により
サービス受給者を区分するため、サービス利用時点の要支援・要介護状態区分による
「7 保険給付費」「11 保険財政」の数値と異なる場合があります。

(厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）記載要領」

1. 一般状況の（11）②及び2. 保険給付決定状況の（1）の定めによる。)

※「介護保険事業状況報告」2. 保険給付決定状況の（3）－1 高額介護（介護予防）
サービス費は、特定公費負担給付から高額介護サービス費への振替支給（以下「公費振
替分」という。）を現物給付分として支払っていても償還払い分として扱うため、公費振
替分を現物給付分として計上している「7 保険給付費」「11 保険財政」の数値と異
なる場合があります。

(厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）記載要領」

2. 保険給付決定状況の（4）エの定めによる。)

(様式 1)

介護保険事業状況報告
(令和6年度)

保険者番号 : 35201

保険者名 : 下関市

1. 一般状況

(1) 第1号被保険者のいる世帯数

	前年度末現在	当年度中増	当年度中減	当年度末現在
計	65,007	2,143	2,649	64,501

(2) 第1号被保険者数

年齢区分	前年度末現在	当年度中増	当年度中減	当年度末現在
65歳以上75歳未満	37,890			35,544
75歳以上85歳未満	33,630			35,159
85歳以上	18,173			18,005
(再掲) 外国人被保険者	1,025			1,016
(再掲) 住所地特例被保険者	206			217
計	89,693	3,456	4,441	88,708

(3) 第1号被保険者増減内訳

当年度中増	転入	職権復活	65歳到達	適用除外 非該当	その他	計
	320	2	3,057	8	69	3,456
当年度中減	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他	計
	386	1	3,975	1	78	4,441

介護保険事業状況報告
(令和6年度)

保険者番号: 35201

保険者名: 下関市

1. 一般状況(続き)

(4) 所得段階別第1号被保険者数(当年度末現在)

ア 第1段階 (市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者、生活保護被保護者等)

所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合(千分率)	年度末現在 被保険者数
第1段階	十分の四・五五 (0.455)	455 /1000	15,866

イ 第2段階 (市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者等)

第2段階	十分の六・八五 (0.685)	585 /1000	10,090
------	-----------------	-----------	--------

ウ 第3段階 (市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円超の者等)

第3段階	十分の六・九 (0.69)	690 /1000	9,002
------	---------------	-----------	-------

エ 第4段階 (市町村民税本人非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者等)

第4段階	十分の九 (0.90)	900 /1000	7,852
------	-------------	-----------	-------

オ 第5段階 (市町村民税本人非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円超の者等)

第5段階	十分の十 (1.00)	1,000 /1000	10,312
------	-------------	-------------	--------

カ 第6段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の者等)

第6段階	十分の十二 (1.20)	1,200 /1000	12,113
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

キ 第7段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者等)

第7段階	十分の十三 (1.30)	1,300 /1000	12,795
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

ク 第8段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者等)

第8段階	十分の十五 (1.50)	1,500 /1000	5,698
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

ケ 第9段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の者等)

第9段階	十分の十七 (1.70)	1,700 /1000	2,082
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

コ 第10段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の者等)

第10段階	十分の十九 (1.90)	1,800 /1000	957
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

サ 第11段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の者等)

第11段階	十分の二十一 (2.10)	1,900 /1000	446
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

シ 第12段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の者等)

第12段階	十分の二十三 (2.30)	2,000 /1000	282
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

ス 第13段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が720万円以上の者等)

第13段階	十分の二十四 (2.40)	2,100 /1000	206
(多段階設定)		2,200 /1000	160
		2,300 /1000	113
		2,400 /1000	734
		0 /1000	0
		0 /1000	0

セ 標準月額保険料

5,500	円／月	合計	88,708
-------	-----	----	--------

介護保険事業状況報告
(令和6年度)

1. 一般状況(続き)

(5) 食費・居住費に係る負担限度額認定(総数)

		介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護種別型医療施設			地域密着型介護老人福祉施設(入所者生活介護)			その他			合計	
申請件数		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費
利用者負担第三段階② 認定件数	342	342	201	201	0	0	0	115	115	180	180	637	637	1,069	2,733	1,475	1,475	
利用者負担第三段階① 認定件数(当該年度未現在)	275	275	156	156	0	0	0	82	82	143	143	474	474	1,130	1,130	560	560	
利用者負担第二段階 認定件数	164	164	81	81	0	0	0	42	42	58	58	215	215	430	430	478	478	
認定件数(当該年度未現在) 利用者負担第二段階	127	127	65	65	0	0	0	32	32	47	47	159	159	430	430	366	366	
利用者負担第一段階 認定件数	138	138	78	78	0	0	0	78	78	78	78	106	106	478	478	159	159	
認定件数(当該年度未現在) 利用者負担第一段階	113	113	59	59	0	0	0	28	28	33	33	133	133	366	366	159	159	
認定件数(当該年度未現在) 認定件数	40	40	25	25	0	0	0	10	10	1	1	83	83	159	159	103	103	
認定件数(当該年度未現在) 認定件数	25	25	15	15	0	0	0	5	5	1	1	57	57	103	103	0	0	

(6) 利用者負担減額・免除認定(総数)

		利用者負担	
申請件数	0	申請件数	0
減額 認定件数	0	減額 認定件数	0
認定件数(当該年度未現在)	0	認定件数(当該年度未現在)	0
免除 認定件数	0	免除 認定件数	0
認定件数(当該年度未現在)	0	認定件数(当該年度未現在)	0

(7) 介護老人福祉施設日割置入所者に係る減額・免除認定(総数)

		特定負担限度額		利用者負担	
申請件数		申請件数	1	申請件数	1
利用者負担第三段階 認定件数	0	居住費	0	認定件数 当該年度未現在	0
認定件数(当該年度未現在)	0	0	0	認定件数 当該年度未現在	0
利用者負担第二段階 認定件数	1	0	1	認定件数 当該年度未現在	0
認定件数(当該年度未現在)	1	1	1	認定件数 当該年度未現在	0
老齢受給者等 認定件数	0	0	0	認定件数 当該年度未現在	0
認定件数(当該年度未現在)	0	0	0	認定件数 当該年度未現在	0

介護保険事業状況報告
(令和6年度)

保険者番号 : 35201
保険者名 : 下関市

1. 一般状況(続き)

(8) 食費・居住費に係る負担限度額認定(再掲 : 第2号被保険者分)

		介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護種別型医療施設			地域密着型介護老人福祉施設陷入者生活介護			その他			合計		
申請件数		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
利用者負担第三段階② 認定件数	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者負担第三段階(当該年度未現在) 認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者負担第二段階① 認定件数	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定件数(当該年度未現在) 利用者負担第二段階 認定件数	2	2	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者負担第一段階 認定件数	1	1	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定件数(当該年度未現在) 利用者負担第一段階 認定件数	1	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定件数(当該年度未現在) 利用者負担第一段階 認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(9) 利用者負担減額・免除認定(再掲 : 第2号被保険者分)

		利用者負担	
申請件数	認定件数	申請件数	認定件数
減額 認定件数	0	0	0
認定件数(当該年度未現在)	0	0	0
免除 認定件数	0	0	0
認定件数(当該年度未現在)	0	0	0

(10) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定(再掲 : 第2号被保険者分)

		特定負担限度額		利用者負担	
申請件数		申請件数	認定件数	申請件数	認定件数
利用者負担第三段階 認定件数	0	0	0	0	0
認定件数(当該年度未現在)	0	0	0	0	0
利用者負担第二段階 認定件数	0	0	0	0	0
認定件数(当該年度未現在)	0	0	0	0	0
老齢受給者等 認定件数	0	0	0	0	0
認定件数(当該年度未現在)	0	0	0	0	0

(様式 1 の 4)

介護保険事業状況報告
(令和6年度)

保険者番号： 35201
保険者名： 下関市

1. 一般状況(続き)

(11) 利用者負担第4段階における食費・居住費の特例減額措置

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	合計
申請件数	0	0	0
食費のみ減額 認定件数	0	0	0
認定件数(当該年度未現在)	0	0	0
居住費のみ減額 認定件数	0	0	0
認定件数(当該年度未現在)	0	0	0
食費及び居住費の減額 認定件数	0	0	0
認定件数(当該年度未現在)	0	0	0

介護保険事業状況報告
(令和6年度)

1. 一般状況(続き)
(13) 居宅介護(介護予防) サービス受給者数

	予防給付		要支援1		要支援2		計		経過的要介護		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		合計	
第1号被保険者	19,058		14,441		33,499				43,348		21,197		12,457		10,063		3,639		90,704		124,203	
第2号被保険者	237		295		532				559		370		221		245		139		1,534		2,066	
総 数	19,295		14,736		34,031				43,907		21,567		12,678		10,308		3,778		92,238		126,269	

(14) 地域密着型(介護予防) サービス受給者数

	予防給付		要支援1		要支援2		計		経過的要介護		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		合計	
第1号被保険者	230		140		370				13,438		8,266		5,406		6,696		2,902		36,708		37,078	
第2号被保険者	2		7		9				78		64		70		118		42		372		381	
総 数	232		147		379				13,516		8,330		5,476		6,814		2,944		37,080		37,459	

(15) 施設介護サービス受給者数

	予防給付		要支援1		要支援2		計		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		合計	
介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	26	39	2,568		6,400		3,662		3,662		12,695		12,695	
第1号被保険者	0	0	0	0	0	0	26	39	2,552		6,371		3,635		3,635		12,623		12,623	
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	16		29		27		27		72		72	
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	1,641	1,286	1,567		2,127		976		976		7,597		7,597	
第1号被保険者	0	0	0	0	0	0	1,626	1,273	1,533		2,075		948		948		7,455		7,455	
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	15	13	34		52		28		28		142		142	
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0		0		0	
第1号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0		0		0	
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0		0		0	
介護医療院	0	0	0	0	0	0	139	109	604		2,060		1,488		1,488		4,400		4,400	
第1号被保険者	0	0	0	0	0	0	139	108	604		1,989		1,442		1,442		4,282		4,282	
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	1	0	0		71		46		46		118		118	
総 数	0	0	0	0	0	0	1,785	1,424	4,707		10,536		6,095		6,095		24,547		24,547	

保険者番号： 35201
保険者名： 下関市

2. 保険給付決定状況
 (1) 介護給付・予防給付
 ア 件数

介護保険事業状況報告
 (令和6年度)

保険者番号 : 35201
 保険者名 : 下関市

種類	予防給付			介護給付				合計
	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	
居宅(介護予防)サービス	41,156	33,472	74,628		132,099	70,793	42,572	35,848
訪問サービス	2,703	2,720	5,423		36,193	19,146	12,207	11,635
訪問介護	0	1	1		15,382	6,127	3,336	2,866
訪問入浴介護	4	8	12			24	112	130
訪問看護	760	862	1,622			3,518	1,780	1,339
訪問リハビリテーション	629	784	1,413			2,149	1,434	879
居宅療養管理指導	1,310	1,065	2,375			15,120	9,693	6,523
通所サービス	4,601	3,359	7,960			27,707	13,505	7,101
通所介護	0	0	0			21,797	10,671	5,715
通所リハビリテーション	4,601	3,359	7,960			5,910	2,834	1,386
短期入所サービス	163	124	287			1,961	1,511	1,925
短期入所生活介護	144	100	244			1,563	1,246	1,733
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	19	24	43			398	265	192
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0			0	0	0
短期入所療養介護(介護療養院)	0	0	0			0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	15,305	12,793	28,098			23,731	16,318	9,393
福祉用具貸与	14,355	12,333	26,688			22,956	15,970	9,132
特定福祉用具販売	398	226	624			413	208	145
住宅改修	552	234	786			362	140	116
特定施設入居者生活介護	278	153	431			1,157	583	761
介護予防支援・居宅介護支援	18,106	14,323	32,429			41,350	19,730	11,185
地域密着型(介護予防)サービス	241	153	394			14,958	9,311	6,111
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0			1,378	1,750	1,004
対間対応型訪問介護	0	0	0			0	0	0
地域密着型介護	0	0	0			9,943	4,876	2,035
認知症対応型通所介護	3	0	3			531	426	362
小規模多機能型居宅介護	238	121	359			1,176	745	574
認知症対応型共同生活介護	0	32	32			1,872	1,393	950
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0			0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0			0	48	1,099
複合型サービス	0	0	0			58	73	87
施設サービス	0	0	0			1,825	1,471	4,786
介護老人福祉施設	0	0	0			26	40	2,576
介護老人保健施設	0	0	0			1,658	1,317	1,594
介護療養型医療施設	0	0	0			0	0	0
介護療養院	41,397	33,625	75,022			148,882	81,575	53,469
総計								361,677
								436,699

2. 保険給付決定状況
 (1) 介護給付・予防給付
 イ 単位数

介護保険事業状況報告
 (令和6年度)

保険者番号 : 35201
 保険者名 : 下関市

種類	予防給付	介護給付					合計			
		要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅(介護予防)サービス	34,957,801	40,094,839	75,052,640	395,707,290	234,569,354	206,902,579	195,196,858	88,592,106	1,120,968,187	1,196,020,827
訪問サービス	4,544,064	6,299,696	10,843,760	89,055,524	46,979,713	40,998,265	46,817,893	29,874,901	253,726,296	264,570,056
訪問介護	0	1,043	1,043	54,282,465	25,663,856	25,145,021	27,719,975	17,991,800	150,803,117	150,804,160
訪問入浴介護	8,855	21,276	30,131	123,206	833,624	888,203	3,469,709	4,065,850	9,380,592	9,410,723
訪問看護	1,878,060	2,771,841	4,649,901	14,037,278	7,165,328	6,095,619	8,259,627	4,436,635	39,994,487	44,644,388
訪問リハビリテーション	1,499,498	2,617,227	4,116,725	8,844,735	5,738,983	3,794,574	2,654,708	1,396,207	22,429,207	26,545,932
居宅療養管理指導	1,157,651	888,309	2,045,960	11,767,840	7,577,922	5,074,848	4,713,874	1,984,409	31,118,893	33,164,853
通所サービス	11,183,219	15,123,482	26,306,701	196,720,810	113,563,335	79,667,299	74,614,105	31,019,124	495,584,673	521,891,374
通所介護	-1,976	0	-1,976	163,991,843	95,726,007	67,111,624	68,474,548	28,959,777	424,263,799	424,261,823
通所リハビリテーション	11,185,195	15,123,482	26,308,677	32,728,967	17,837,328	12,555,675	6,139,557	2,059,347	71,320,874	97,629,551
短期入所サービス	430,029	478,364	908,393	13,636,785	12,929,887	34,987,625	31,306,814	11,145,281	104,006,392	104,914,785
短期入所生活介護	377,094	381,820	758,914	10,723,415	10,848,795	33,013,485	29,935,769	10,068,926	94,590,390	95,349,304
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	52,935	96,544	149,479	2,913,370	2,081,092	1,974,140	1,371,045	1,067,643	9,407,290	9,556,769
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所改修サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	8,578,136	10,069,458	18,647,594	20,263,028	23,320,660	15,302,543	14,542,572	6,437,580	79,866,383	98,513,977
福祉用具貸与	8,578,136	10,069,458	18,647,594	20,263,028	23,320,660	15,302,543	14,542,572	6,437,580	79,866,383	98,513,977
特定施設入所者生活介護	1,887,879	1,583,681	3,471,560	21,368,915	11,750,089	17,436,659	13,329,084	4,844,253	68,729,000	72,200,560
介護予防支援 居宅介護支援	8,334,474	6,540,158	14,874,632	54,662,228	26,025,670	18,510,188	14,586,390	5,270,967	119,055,443	133,930,075
地域密着型(介護予防)サービス	1,348,622	1,974,010	3,322,632	156,131,117	129,598,309	127,898,566	200,384,820	98,580,792	712,593,604	715,916,236
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	10,642,770	21,977,726	19,137,391	24,994,622	4,497,659	81,250,168	81,250,168
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0	70,342,151	43,855,318	23,295,857	22,883,661	8,789,550	169,166,537	169,166,537
認知症対応型通所介護	7,713	0	7,713	5,554,976	4,935,191	6,178,475	9,084,850	3,466,178	29,219,670	29,227,383
小規模多機能型居宅介護	1,340,909	1,145,745	2,486,654	17,333,820	15,411,866	15,923,410	10,112,269	3,311,097	62,092,462	64,579,116
認知症対応型共同生活介護	0	828,265	828,265	51,447,015	40,383,919	28,024,916	21,514,986	8,555,596	149,926,432	150,754,697
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	1,417,140	32,907,173	104,929,210	67,344,044	206,597,567	206,597,567
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	0	0	0	810,385	1,617,149	2,431,344	6,895,222	2,616,668	14,340,768	14,340,768
施設サービス	0	0	0	48,841,807	42,727,140	145,403,537	351,804,487	220,436,296	809,213,267	809,213,267
介護老人福祉施設	0	0	0	609,165	1,029,370	72,522,239	195,019,813	120,568,286	389,808,873	389,808,873
介護療養型医療施設	0	0	0	45,286,596	38,859,584	51,741,549	75,146,885	36,574,547	247,609,161	247,609,161
介護医療院	0	0	0	2,946,046	2,838,186	21,139,749	81,577,789	63,293,463	171,795,233	171,795,233
総計	36,306,423	42,068,849	78,375,272	600,680,214	406,894,803	480,204,682	747,386,165	407,609,194	2,642,775,058	2,721,150,330

2. 保険給付決定状況
 (1) 介護給付・予防給付
 ウ 費用額

介護保険事業状況報告
 (令和6年度)

保険者番号 : 35201
 保険者名 : 下関市

種類	予防給付			介護給付			合計
	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	
居宅(介護予防)サービス	418,560,464	428,523,354	847,083,818	4,006,562,313	2,367,339,863	2,086,266,524	1,963,849,360
訪問サービス	45,444,883	62,996,960	108,441,843	891,388,152	470,072,799	410,806,658	469,199,968
訪問介護	0	10,430	10,430	543,532,097	256,891,505	252,189,030	277,914,694
訪問入浴介護	88,550	212,760	301,310	1,232,396	8,350,738	8,914,570	34,800,931
訪問看護	18,784,843	27,718,410	46,503,253	140,493,632	71,661,506	61,006,645	82,738,523
訪問リハビリテーション	14,984,980	26,172,270	41,167,250	88,451,627	57,389,830	37,947,933	26,547,080
居宅養護管理指導	11,576,510	8,883,090	20,459,600	117,678,400	75,779,220	50,748,480	47,138,740
通所サービス	111,850,513	151,238,652	263,089,165	1,967,837,988	1,135,920,426	797,073,802	746,469,854
通所介護	-19,760	0	-19,760	1,640,487,501	957,510,542	671,498,746	685,041,733
通所リハビリテーション	111,870,273	151,238,652	263,108,925	327,350,487	178,409,884	125,575,056	61,428,121
短期入所サービス	4,300,290	4,784,153	9,084,443	136,383,779	129,402,779	349,916,972	313,072,176
短期入所生活介護	3,770,940	3,818,713	7,589,653	107,247,563	108,591,859	330,175,572	299,361,726
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	529,350	965,440	1,494,790	29,136,216	20,810,920	19,741,400	13,710,450
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	154,452,122	128,203,835	282,655,957	248,669,927	253,046,314	168,072,279	154,665,582
福祉用具貸与	85,781,360	100,694,580	186,475,940	202,630,280	233,206,600	153,025,430	145,425,720
特定福祉用具販売	13,688,704	7,174,048	20,862,752	15,056,478	7,937,978	5,958,440	3,896,679
住宅改修	54,982,058	20,335,207	75,317,265	30,983,169	11,901,736	9,088,409	5,343,193
特定施設入居者生活介護	19,163,078	15,897,680	35,060,758	215,432,731	118,527,910	175,168,043	134,469,951
介護用具支援・居宅介護支援	83,349,578	65,402,074	148,751,652	546,849,736	260,369,635	185,228,770	145,971,819
地域密着型(介護予防)サービス	13,486,220	19,740,100	33,226,320	1,561,384,187	1,296,100,731	1,279,049,646	2,004,171,264
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	106,465,616	219,783,278	191,392,637	250,220,147
対間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護	0	0	0	703,456,611	438,649,741	232,999,601	228,885,747
認知症対応型通所介護	77,130	0	77,130	55,549,760	49,351,910	61,784,750	90,848,500
小規模多機能型居宅介護	13,409,090	11,457,450	24,866,540	173,338,200	154,133,722	159,238,328	101,122,690
認知症対応型共同生活介護	0	8,282,650	8,282,650	514,470,150	403,839,190	280,249,160	215,149,860
地域密着型特設施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	0	14,171,400	329,071,730	1,049,292,100
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	0	0	0	8,103,850	16,171,490	24,313,440	68,652,220
施設サービス	0	0	0	488,728,035	427,635,755	1,455,254,330	3,519,144,641
介護老人福祉施設	0	0	0	6,091,650	10,337,218	726,328,090	1,951,528,545
介護養護型医療施設	0	0	0	453,175,925	388,864,156	517,528,750	751,611,768
介護医療院	0	0	0	29,460,460	28,434,381	211,397,490	816,004,328
総計	432,046,684	448,263,454	880,310,138	6,056,674,535	4,091,076,349	4,820,570,500	7,487,165,265

2. 保険給付決定状況
 (1) 介護給付・予防給付
 工 納付費

介護保険事業状況報告
 (令和6年度)

保険者番号 : 35201
 保険者名 : 下関市

種類	予防給付			介護給付			合計
	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	
居宅(介護予防)サービス	381,672,543	388,538,435	770,210,978	3,628,824,072	2,141,481,402	1,875,902,749	1,763,915,890
訪問サービス	40,229,034	55,885,305	96,114,339	793,501,990	419,522,746	365,191,409	416,195,354
訪問介護	0	9,387	9,387	484,424,227	229,060,132	224,207,493	246,323,778
訪問入浴介護	79,695	191,484	271,179	1,095,582	7,505,742	7,911,703	31,201,605
訪問看護	16,630,731	24,600,893	41,231,624	124,710,288	64,047,647	54,299,577	73,001,468
訪問リハビリテーション	13,246,620	23,187,999	36,434,619	78,319,869	51,050,646	33,645,208	23,625,094
居宅養護管理指導	10,271,988	7,895,542	18,167,530	104,952,024	67,388,579	45,127,428	42,043,409
通所サービス	134,587,056	234,206,988	378,793	1,753,406,497	1,014,761,897	709,225,735	664,383,319
通所介護	-17,784	0	-17,784	1,462,170,217	856,237,142	597,264,937	609,441,192
通所リハビリテーション	99,637,716	134,587,056	234,224,772	291,236,280	158,524,755	111,960,798	54,942,127
短期入所サービス	3,854,809	4,290,522	8,145,331	121,645,229	115,625,539	313,133,146	280,681,338
短期入所生活介護	3,386,916	3,421,626	6,808,602	95,616,003	96,901,183	295,515,884	268,405,427
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	467,833	868,896	1,336,729	26,029,226	18,724,356	17,617,262	12,215,911
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	9,600,204
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	137,672,988	114,239,637	251,912,625	221,380,594	225,471,908	149,452,213	137,567,822
福祉用具貸与	76,374,233	89,780,756	166,154,989	180,592,026	207,931,011	136,233,995	129,338,046
特定福祉用具販売	12,220,830	6,392,649	18,613,479	13,353,095	7,040,015	5,283,460	3,474,255
住宅改修	49,077,925	18,066,232	67,144,157	27,435,473	10,500,882	7,934,758	4,755,521
特定施設入居者生活介護	16,946,202	14,133,841	31,080,043	192,040,026	105,729,677	153,671,476	119,116,238
介護用具支援・居宅介護支援	83,349,578	65,402,074	148,751,652	546,849,736	260,369,635	185,228,770	145,971,819
地域密着型(介護予防)サービス	11,748,962	17,755,235	29,504,197	1,393,416,957	1,157,195,076	1,142,972,227	1,791,624,974
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	94,563,868	196,264,465	171,771,639	224,148,640
対間接対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護	0	0	0	629,633,765	391,312,176	208,017,115	203,718,235
認知症対応型通所介護	69,417	0	69,417	49,404,541	44,014,779	54,997,515	81,726,460
小規模多機能型居宅介護	11,679,545	10,300,850	21,980,395	153,132,961	137,563,054	142,069,826	90,407,983
認知症対応型共同生活介護	0	7,454,385	7,454,385	459,667,433	380,794,944	251,308,877	192,474,841
地域密着型特設施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	0	12,754,260	293,867,177	938,268,111
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	0	0	0	7,014,389	14,491,398	20,895,078	60,880,704
施設サービス	0	0	0	436,829,270	382,499,100	1,304,126,874	3,147,874,642
介護老人福祉施設	0	0	0	5,482,485	8,988,264	652,591,257	1,747,481,698
介護用具支援	0	0	0	404,915,347	347,930,455	462,776,195	669,631,931
介護療養型医療施設	0	0	0	26,431,438	25,580,381	188,759,422	730,761,013
介護医療院	0	0	0	5,459,070,299	3,681,175,578	4,322,956,850	3,653,294,102
総計	393,421,505	406,293,670	799,715,175	5,459,070,299	3,681,175,578	4,322,956,850	3,653,294,102

介護保険事業状況報告
(令和6年度)2. 保険給付決定状況
(2) 特定入所者介護(介護予防)サービス費(別掲)

① 総数

保険者番号：35201
保険者名：下関市

ア 件数	種類	予防給付			介護給付			合計			
		要支援1	要支還2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
食費		32	10	42	1,614	1,260	4,237	7,877	4,165	19,153	19,195
介護老人福祉施設		0	0	0	19	22	1,613	3,710	2,003	7,367	7,367
介護老人保健施設		0	0	0	830	623	777	961	475	3,666	3,666
介護療養型医療施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院		0	0	0	91	53	304	977	635	2,060	2,060
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0	0	36	610	1,602	827	3,075	3,075
短期入所生活介護		32	10	42	591	433	886	608	184	2,702	2,744
短期入所療養介護(介護老人保健施設)		0	0	0	83	93	47	19	39	281	281
短期入所療養介護(病院等)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)		0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
居住費(滞在費)		32	10	42	1,577	1,239	4,173	7,999	4,251	19,239	19,281
介護老人福祉施設		0	0	0	19	22	1,619	3,820	2,091	7,571	7,571
介護老人保健施設		0	0	0	771	599	719	930	426	3,445	3,445
介護療養型医療施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院		0	0	0	89	43	289	983	642	2,046	2,046
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0	0	36	613	1,629	857	3,135	3,135
短期入所生活介護		32	10	42	620	444	896	617	189	2,766	2,808
短期入所療養介護(介護老人保健施設)		0	0	0	78	95	37	20	44	274	274
短期入所療養介護(病院等)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)		0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
給付費		122,187	19,115	141,302	15,881,656	12,381,649	49,411,232	105,856,358	56,972,226	240,503,121	240,644,423
食費		0	0	0	401,650	593,370	23,348,165	55,655,340	30,452,515	110,451,040	110,451,040
介護老人福祉施設		0	0	0	12,171,527	9,154,595	9,693,185	14,277,755	5,231,320	50,528,382	50,528,382
介護老人保健施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設		0	0	0	1,043,795	569,630	4,677,020	12,365,976	8,066,743	26,723,164	26,723,164
介護医療院		0	0	0	0	352,225	5,643,163	18,464,971	11,169,896	35,630,255	35,630,255
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0	2,081,152	1,589,964	5,897,555	4,965,466	1,942,174	16,476,291	16,617,593
短期入所生活介護		122,187	19,115	141,302	183,532	121,865	152,164	126,850	108,998	693,409	693,409
短期入所療養介護(介護老人保健施設)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)		0	0	0	5,956,616	5,794,393	55,883,388	115,506,994	61,485,676	244,627,077	244,798,641
居住費(滞在費)		0	0	0	401,569	387,130	28,958,250	66,956,092	37,244,033	133,947,094	133,947,094
介護老人福祉施設		0	0	0	1,462,826	1,019,512	570,300	1,297,649	455,640	4,805,927	4,805,927
介護老人保健施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設		0	0	0	170,247	32,327	418,519	816,079	712,483	2,149,655	2,149,655
介護医療院		0	0	0	0	762,120	13,416,674	36,645,164	20,301,996	71,185,954	71,185,954
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0	3,813,169	3,377,133	12,442,831	9,781,271	2,697,984	32,112,388	32,283,952
短期入所生活介護		143,394	28,170	171,564	108,785	216,171	16,824	10,739	73,498	426,017	426,017
短期入所療養介護(介護老人保健施設)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)		0	0	0	0	0	0	0	42	42	42
短期入所療養介護(介護医療院)		265,581	47,285	312,866	21,838,272	18,176,042	105,294,630	221,363,352	118,457,902	485,130,198	485,443,064
	総計										

介護保険事業状況報告
(令和6年度)

保険者番号 : 35201

保険者名 : 下関市

2. 保険給付決定状況(続き)

(3)-1 高額介護(介護予防)サービス費

ア 利用者負担第四段階

	世帯合算	その他	計
件 数	2,965	2,611	5,576
給 付 費	36,989,710	55,387,892	92,377,602

(ア) 利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅲ)

	世帯合算	その他	計
件 数	2	6	8
給 付 費	46,142	41,376	87,518

(イ) 利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅱ)

	世帯合算	その他	計
件 数	4	74	78
給 付 費	77,739	1,334,967	1,412,706

(ウ) 利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅰ、一般)

	世帯合算	その他	計
件 数	2,959	2,531	5,490
給 付 費	36,865,829	54,011,549	90,877,378

イ 利用者負担第三段階

	世帯合算	その他	計
件 数	1,740	12,642	14,382
給 付 費	15,662,001	102,499,582	118,161,583

ウ 利用者負担第二段階

	世帯合算	その他	計
件 数	925	27,715	28,640
給 付 費	10,867,037	379,333,995	390,201,032

エ 利用者負担第一段階

	世帯合算	その他	計
件 数	0	5,313	5,313
給 付 費	0	52,589,008	52,589,008

オ 合計

	世帯合算	その他	計
件 数	5,630	48,281	53,911
給 付 費	63,518,748	589,810,477	653,329,225

(3)-2 高額介護(介護予防)サービス費(年間上限)

	世帯合算	その他	計
件 数	0	0	0
給 付 費	0	0	0

介護保険事業状況報告
(令和6年度)

保険者番号 : 35201

保険者名 : 下関市

2. 保険給付決定状況（続き）

(4) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費

ア 現役並み所得者（上位所得者）（総数）

件 数	44
給 付 費	1, 645, 263

（ア）現役並み所得者（上位所得者）（再掲：現役並み所得者Ⅲ）

件 数	1
給 付 費	158, 301

（イ）現役並み所得者（上位所得者）（再掲：現役並み所得者Ⅱ）

件 数	5
給 付 費	137, 220

（ウ）現役並み所得者（上位所得者）（再掲：現役並み所得者Ⅰ）

件 数	38
給 付 費	1, 349, 742

イ 一般

件 数	494
給 付 費	19, 101, 609

ウ 低所得者Ⅱ

件 数	994
給 付 費	25, 166, 154

エ 低所得者Ⅰ

件 数	1, 763
給 付 費	41, 042, 929

オ 合計

件 数	3, 295
給 付 費	86, 955, 955

**介護保険事業状況報告
(令和6年度)**

保険者番号: 35201

保険者名: 下関市

3. 保険料収納状況

区分		調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
現年度分	特別徴収	4,932,157,222	4,932,157,222	9,607,868			57,475
	普通徴収	423,094,387	402,438,780	742,599	0	20,655,607	17,573
滞納繰越分	特別徴収	5,355,251,609	5,334,596,002	10,350,467	0	20,655,607	75,048
	普通徴収	65,846,205	15,827,052	29,800	14,841,136	35,178,017	90,750
合 計	特別徴収	4,932,157,222	4,932,157,222	9,607,868			57,475
	普通徴収	488,940,592	418,265,832	772,399	14,841,136	55,833,624	108,323
合 計		5,421,097,814	5,350,423,054	10,380,267	14,841,136	55,833,624	165,798

4. 保険給付支払状況

区分		支払義務額 累計	支払済額 累計	徴収金等 累計	戻入未済額 累計	未払額
介護サービス等諸費	23,807,082,086	23,818,490,489	11,408,403	0	0	0
介護予防サービス等諸費	800,881,929	801,137,021	255,092	0	0	0
高額介護サービス等諸費	653,421,001	653,421,001	0	0	0	0
高額医療合算介護サービス等費	86,955,955	86,955,955	0	0	0	0
特定入所者介護サービス等費	485,443,064	485,443,064	0	0	0	0
その他の保険給付費	0	0	0	0	0	0
合 計	25,833,784,035	25,845,447,530	11,663,495	0	0	0

○下関市介護保険条例

平成17年2月13日

条例第157号

改正 平成18年3月30日条例第31号

平成20年3月28日条例第27号

平成21年3月2日条例第22号

平成24年3月27日条例第21号

平成25年9月27日条例第54号

平成27年3月30日条例第20号

平成27年4月16日条例第40号

平成27年12月21日条例第73号

平成30年3月30日条例第27号

平成31年3月31日条例第75号

令和2年3月31日条例第30号

令和2年9月29日条例第53号

令和2年12月17日条例第68号

令和3年3月8日条例第5号

令和6年3月28日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、下関市が行う介護保険について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保険料率)

第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる

第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 30,030円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 38,610円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,540円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 59,400円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 66,000円

(6) 次のいずれかに該当する者 79,200円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 85,800円

- ア 合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 99,000 円
- ア 合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 112,200 円
- ア 合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 118,800 円
- ア 合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 125,400 円
- ア 合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 132,000 円
- ア 合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 14 号イ又は第 15 号イに該当する者を除く。）
- (13) 次のいずれかに該当する者 138,600 円
- ア 合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第 15 号イに該当する者を除く。）
- (14) 次のいずれかに該当する者 145,200 円

ア 合計所得金額が 820万円以上920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（15）次のいずれかに該当する者 151, 800円

ア 合計所得金額が920万円以上1,020万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（16）前各号のいずれにも該当しない者 158, 400円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18, 810円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18, 810円」とあるのは、「25, 410円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18, 810円」とあるのは、「45, 210円」と読み替えるものとする。

（普通徴収に係る納期）

第3条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 7月1日から同月末日まで

第3期 8月1日から同月末日まで

第4期 9月1日から同月末日まで

第5期 10月1日から同月末日まで

第6期 11月1日から同月末日まで

第7期 12月1日から同月26日まで

第8期 1月1日から同月末日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月末日まで

2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。

3 前2項の規定により算出した納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、最初に到来する納期の分割金額にすべて合算するものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合）

第4条 保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）後に第1号被保険者の資格（以下「被保険者資格」という。）を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、被保険者資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に被保険者資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、被保険者資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、口若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（保険料の額の通知）

第5条 市長は、保険料の額を定めたときは、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の督促手数料）

第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

- 2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の督促手数料を減免することができる。

（延滞金）

第7条 法第132条の規定により普通徴収の方法によって保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合において、当該保険料の納付金額が2,000円以上であるときは、当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額から1,000円未満の端数を除いた金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を当該納付金額に加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

- 2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。
- 3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（保険料の徴収猶予）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その保険料の徴収を猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 主たる生計維持者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事由があること。

- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付（法第135条第3項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。）の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第9条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収（法第131条に規定する特別徴収をいう。）の方法によって保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る日前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合においては、この限りでない。

- (1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名、住所及び個人番号
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(介護認定審査会の委員の定数)

第11条 下関市介護認定審査会の委員の定数は、180人以内とする。

(委任)

第12条 前各条に定めるもののほか、介護保険の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第13条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 法第12条第1項本文の規定による届出をせず（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）、又は虚偽の届出をした者
- (2) 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者
- (3) 正当な理由がなくて、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第14条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第15条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、附則第4項ただし書の規定を除き、平成17年度分の介護保険から適用する。

(経過措置)

- 2 平成16年度までの介護保険の適用については、下関市介護保険条例（平成12年下関市条例第14号）、菊川町介護保険条例（平成12年菊川町条例第3号）、豊田町介護保険条例（平成12年豊田町条例第1号）、豊浦町介護保険条例（平成12年豊浦町条例第11号）又は豊北町介護保険条例（平成12年豊北町条例第12号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定の例による。

- 3 合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に合併前の条例の規定に基づいて課した、又は課すべきであった保険料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。ただし、延滞金については施行日以降は10.95パーセントとする。

- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
(平成20年度における保険料率の特例)

- 6 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下この項において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第2条第1号及び第2号に該当するもの 41,832円
- (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 45,864円
- (3) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号及び第2号に該当するもの 45,360円
- (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 49,392円
- (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 53,928円
(延滞金の割合の特例)

- 7 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)
- 8 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
(市長が定める日＝平成29年3月31日（平成28年規則第115号）)
(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)
- 9 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 10 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 11 附則第9項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年3月30日条例第31号）

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の下関市介護保険条例第2条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)
- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。次項において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課

する所得割を除く。以下同じ。) が課されていないものとした場合、第2条第1号及び第2号に該当するもの 33, 264円

- (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 41, 832円
- (3) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受ける者(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号及び第2号に該当するもの 35, 280円
- (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 43, 344円
- (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 51, 912円

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号及び第2号に該当するもの 41, 832円
- (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 45, 864円
- (3) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号及び第2号に該当するもの 45, 360円
- (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 49, 392円
- (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 53, 928円

附 則(平成20年3月28日条例第27号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月2日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の下関市介護保険条例第2条の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月27日条例第54号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の下関市介護保険条例（以下「新条例」という。）第7条第1項及び附則第7項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

- 3 施行日前に督促をした保険料に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額及び延滞金の額の端数金額及び全額の取扱いについては、新条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月16日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日条例第73号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月31日条例第75号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
附 則（令和2年9月29日条例第53号）抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
 - 8 第7条の規定による改正後の下関市介護保険条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
附 則（令和2年12月17日条例第68号）
(施行期日)
 - 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
附 則（令和3年3月8日条例第5号）
(施行期日)
 - 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
附 則（令和6年3月28日条例第25号）
(施行期日)
 - 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

○下関市介護給付費準備基金条例

平成17年2月13日条例第75号

(設置)

第1条 介護保険財政の健全な運営に資するため、下関市介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、下関市介護保険特別会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、下関市介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第3項第1号に掲げる費用に要する財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、下関市介護給付費準備基金条例（平成12年下関市条例第16号）、菊川町介護給付費準備基金条例（平成12年菊川町条例第5号）、豊田町介護給付費準備基金条例（平成12年豊田町条例第3号）、豊浦町介護給付費準備基金条例（平成12年豊浦町条例第18号）又は豊北町介護給付費準備基金条例（平成13年豊北町条例第13号）の規定により設置された基金に属していた現金（これから生ずる果実を含む。）及びその運用により取得した有価証券は、施行日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。

下関市介護保険料減免及び徴収猶予基準

平成17年2月13日制定

(目的)

第1条 この基準は、下関市介護保険条例（平成17年条例第157号。以下「条例」という。）第8条及び第9条の規定に基づき、介護保険料（以下「保険料」という。）の減免及び徴収猶予に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(減免及び徴収猶予の事由)

第2条 市長は、介護保険の第1号被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合については、保険料の減免又は徴収の猶予を行うことができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
- (2) 主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合
- (3) 主たる生計維持者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
- (4) 主たる生計維持者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事由がある場合

(災害による減免)

第3条 条例第8条第1項第1号に規定する災害により、次の各号のいずれにも該当すると認められる者については、別表第1左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める減免基本月額に減免対象月数を乗じて得られる額を当該保険料額から減ずる。ただし、減免基本月額に減免対象月数を乗じて得られる額が当該保険料額を上回る場合は、当該保険料額を減免額の上限とする。

- (1) 主たる生計維持者その他その世帯に属する者の所有に係る資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地及び家屋並びに家財をいう。）のいずれかが損害を受け、その損害により発生した当該資産の損失額（当該資産の損失額から当該資産に係る保険金、損害賠償金等により補填された金額を控除して得た額。以下「当該損失額」という。）が当該資産価格の100分の30以上であること。
- (2) 主たる生計維持者その他その世帯に属する者の当該年の総収入金額の見込

額が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条の規定により厚生労働大臣が定める基準生活費の額（第1類及び第2類）、住宅扶助基準額及び教育扶助基準額の合計額に100分の130を乗じて得た額を超えないこと。

- 2 主たる生計維持者その他その世帯に属する者の当該年の総収入金額の見込額が、生活保護法第8条の規定により厚生労働大臣が定める基準生活費の額（第1類及び第2類）、住宅扶助基準額及び教育扶助基準額の合計額に100分の130を乗じて得た額を超える者で、前項に規定する当該損失額が当該資産価格の100分の50以上である場合については、別表第2左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める減免基本月額に減免対象月数を乗じて得られる額を当該保険料額から減ずる。ただし、減免基本月額に減免対象月数を乗じて得られる額が当該保険料額を上回る場合は、当該保険料額を減免額の上限とする。

（疾病、事業又は業務の休廃止、不作、不漁等による減免）

第4条 条例第8条第1項第2号から第4号に規定する理由により、次の各号のいずれにも該当すると認められる者の月当たり保険料は、第1号被保険者の当該年の合計所得金額の見込額、当該年の収入見込に応じた市民税課税非課税の別及び第1号被保険者の属する世帯の世帯員の市民税課税非課税の別並びに第1号被保険者の老齢福祉年金受給の有無の状況に応じ、条例第2条に掲げる額を12で除して得た額とする。なお、当該年度の保険料率が条例第2条第2項に該当する者については、減免の対象としない。

- (1) 主たる生計維持者の当該年の総所得金額の見込額が、前年の総所得金額に対し100分の20以上減少すること。
- (2) 主たる生計維持者その他その世帯に属する者の当該年の総収入金額の見込額が、生活保護法第8条の規定により厚生労働大臣が定める基準生活費の額（第1類及び第2類）、住宅扶助基準額及び教育扶助基準額の合計額に100分の130を乗じて得た額を超えないこと。

（その他特に市長が必要と認める事由による減免）

第5条 次の各号に該当する者については、条例第8条第1項第5号の規定に該当する者として、保険料を減免することができるものとする。

- (1) 下関市介護保険料特別軽減基準に該当する特別軽減対象者（以下「特別軽減対象者」という。）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）第63条の規定により給付の制限を受ける者。ただし、該当する期間が30日に満たない場合は、減免することができないものとする。
- （減免適用の優先）

第6条 前3条の事由に重複して該当する場合は、減免額の最も高額となる減免を適用するものとする。

(減免の適用期間)

第7条 減免を適用する期間は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する減免

事実の発生した日の属する月以降、1年間とする。

(2) 第4条に規定する減免

当該保険料の減免等の申請をした日の属する月以降、当該年度末までとする。

(3) 第5条に規定する減免

ア 特別軽減の場合、下関市介護保険料特別軽減基準に規定する適用期間によるものとする。

イ 法第63条の規定により給付の制限を受ける場合、法第63条の規定に該当する期間の初日の属する月から、該当しなくなった日の属する月の前月までとする。

(徴収猶予)

第8条 第3条又は第4条に該当し、減免等の申請をした日以降6か月以内に資力が回復することが明らかであって、減免を適用することが不適当であると認められる者については、申請日の属する月以降6か月以内の期間を限って、当該保険料の徴収を猶予することができる。この場合、当該保険料額を適宜分割して納付することを妨げない。

(徴収猶予事由が消滅した場合の届出)

第9条 前条の規定により保険料の徴収猶予を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(減免等の取消し)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により保険料の減免又は徴収猶予を受けた者があるときは、当該減免又は徴収猶予を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成17年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 下関市介護保険条例（平成17年条例第157号）附則第6項の規定に基づき、第4条における平成20年度の介護保険料の減免については別表第3の1に代わり別表第3の4を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 下関市介護保険条例（平成18年条例第31号）附則第3項の規定に基づき、第4条における平成18年度の介護保険料の減免については別表第3の1に代わり別表第3の2を適用し、平成19年度の介護保険料の減免については別表第3の1に代わり別表第3の3を適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成27年4月28日から施行する。

(経過措置)

2 この基準は、平成27年度の保険料から適用し、平成26年度以前の保険料減免については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年7月13日から施行する。

(経過措置)

2 この基準は、平成28年度の保険料から適用し、平成27年度以前の保険料減免については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和5年8月28日から施行し、令和5年度の保険料から適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条の規定は、平成30年度の保険料減免から適用する。

別表第1（第3条関係）

災害による減免（1）

区分		減免基本月額
災害による資産損害の程度	当該損失割合が100分の30以上 100分の50未満	減免基本月額 (当該年度の保険料基準月額×0.75)
	当該損失割合が100分の50以上	減免基本月額 (当該年度の保険料基準月額×1.50)

※ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者については、減免の対象としない。

別表第2（第3条関係）

災害による減免（2）

区分		減免基本月額
災害による資産損害の程度	当該損失割合が100分の50以上	減免基本月額 (当該年度の保険料基準月額×1.00)

※ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者については、減免の対象としない。

下関市介護保険料特別軽減基準

平成17年2月13日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、下関市介護保険条例（平成17年条例第157号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づく保険料の減免のうち、低所得者に係る減免（以下、「特別軽減」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(特別軽減の対象者)

第2条 特別軽減の対象者は、条例第8条第1項第5号に該当する者のうち、申請日の属する年度における所得段階区分が第2段階又は第3段階の者であって、次すべてに該当する者とする。ただし、特に市長が認める場合については、特別軽減を行うことができるものとする。

- (1) 前年の収入額が、1人世帯の場合90万円以下であること。2人以上の世帯の場合、1人世帯の90万円に1人につき45万円を加算した額以下であること。
- (2) 市民税課税者と生計を共にしていないこと。
- (3) 市民税課税者に扶養されていないこと。
- (4) 資産等を活用してもなお、生活が困窮している状態と認められること。

(特別軽減の申請)

第3条 特別軽減を受けようとする者は、条例第9条第2項の規定に基づき、介護保険料特別軽減申請書により申請するものとする。

- 2 特別軽減受付開始日は、6月15日とする。特別軽減の申請受付期間は、特別軽減受付開始日から当該年度の第10期の納期限までとする。年度途中の資格取得者については、納入通知書発送月の15日から当該年度の第10期の納期限までを申請受付期間とする。ただし、年度途中の資格取得者のうち、2月又は3月に資格を取得した者については、納入通知書発送月の15日から納入通知書発送月の翌月15日までを申請受付期間とする。
- 3 前項に規定する申請受付期間の開始日または終了日が、下関市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）に当たるときは、開始日にあってはその日の前日から、終了日にあってはその日の翌日までを申請受付期間とする。
- 4 特別軽減を受けようとする者は、前条に規定する事項を証する書類を示さなければならない。

(特別軽減の対象となる保険料)

第4条 特別軽減の対象となる保険料は、特別軽減の申請のあった日の属する月以降当該年度末までに到来する納期の保険料とする。ただし、特別軽減受付開始日から7月15日までの間に申請のあった者については、特別軽減の申請のあった日の属する年度において納付すべき年間保険料を対象とする。

また、年度途中において資格を取得した者で、納入通知書発送月の15日から納入通知書発送月の翌月15日までの間において申請のあった者については、資格取得日の属する月以降当該年度末までに到来する納期の保険料を対象とする。ただし、資格取得後最初に到来する納期の納期限が翌年度の4月末日となる者で、納入通知書発送月の15日から納入通知書発送月の翌月15日までの間において申請のあった者については、過年度分の保険料を対象とする。

- 2 前項に規定する申請受付期間の始期または終期が休日に当たるときは、始期にあってはその日の前日から、終期にあってはその日の翌日までを対象とする。

(特別軽減額)

第5条 特別軽減を行うことが適当であると認められた場合、第2段階保険料額又は第3段階保険料額を第1段階相当額に軽減する。

(その他)

第6条 この基準に規定するもののほか、特別軽減について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成17年2月13日から施行する。

(経過措置)

平成16年度までの介護保険料特別軽減の適用については、合併前の下関市介護保険料特別軽減基準、菊川町介護保険料特別軽減に関する要綱、豊田町介護保険料特別軽減に関する要綱、豊浦町介護保険料特別軽減に関する要綱、豊北町介護保険料特別軽減に関する要綱の規定の例による。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
(経過措置)

- 1 この基準は、平成27年4月28日から施行する。
- 2 この基準は、平成27年度の保険料から適用し、平成26年度以前の保険料減免については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和元年6月14日から施行する。

令和7年度(令和6年度実績) 介護保険概要

発行日／2025年(令和7年)9月

編集／下関市福祉部 介護保険課、長寿支援課

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL 083-231-1162(介護保険課)

TEL 083-231-1340(長寿支援課)